平成 20 年度事故情報の評価･分析
及び事故防止モニタリング
(技術基準改正に係る特定製品安全性等調査確認)

報告書 (B)

(平成２０年度)

平成 21年 3 月

March,2009

この報告書は、経済産業省からの委託調査により
作成したものです。
なお、本報告書に記載されたすべての記事内容は
無断で転載・複写・公表することはできません。

序

本報告書は、経済産業省からの委託により実施した平成２０年度事故情報の評価･分析及び事故防止モニタリング（技術基準改正に係る特定製品安全性等調査確認）の結果である。

1. 調査の目的

本調査は、製品安全政策の一環として、製品事故の未然･再発防止を図るため、市販されている商品について、一般消費者が使用するものに特化し、技術基準を改正した電気用品の遵守状況等のテスト及び調査を行い商品の安全性の確認を図るとともに、製造事業者並びに輸入事業者に対する指導監督等の参考に資する資料を得ることを目的とする。

2. 調査の内容

－特定製品安全性等調査確認－

現在市販されている電気用品安全法（昭和３６年法律第２３４号）の規制対象である電気用品を市場から買い上げ、電気用品安全法令の遵守状況、表示内容の妥当性等についてのテスト及び調査を実施し、その結果から問題点の解明を行い、電気用品の安全性等を確認するとともに、電気用品に起因する事故の未然防止及び再発防止に資するための調査研究を行った。

調査の対象電気用品及び技術基準改正の概要（施行日：平成１９年9月１８日）

-電気ストーブ-

･赤熱する発熱体が外部から見える構造のものにあっては、遠隔操作機構（有線式のものを除く。）の操作によって電源回路を閉路できない構造。

-文書細断機-

･文書投入口の近傍の見やすい箇所に、注意事項の表示

･傷害等の危害の発生を防止するために作動する安全インターロックスイッチの構造

･器体の容易に操作できる位置に、傷害等の危害が発生するおそれのある可動部の電源を開閉できるスイッチの設置

･器体のすべての開口部及び文書投入口の構造の基準化

-蛍光ランプ-

･口金の種類 GX53 の基準化

4. 調査の期間

平成２０年１１月6日から平成２１年3月３１日まで

目　次

1．　まえがき 1
2．　電気用品試買検査の実施方法 1
　2．1　検査品目 1
　2．2　検査項目 1
3．　電気用品試買検査の結果 2
　3．1　検査結果の概要 2
　3．2　電気用品試買検査結果総括表 2
　3．3　技術基準不適合項目と不適合数 3
　3．4　検査品目番号と対比する電気用品名一覧表 4
　3．5　品目別検査結果表 5
　3．6　技術基準不適合電気用品の概要 27
　3．7　施行規則不適合電気用品の概要 91

特定製品安全性等調査確認

1. まえがき

本調査では、市場に流通している電気用品安全法対象品目のうち、経済産業省より緊急品目として掲げられた電気用品にて試買検査を実施した。

2. 電気用品試買検査の実施方法

2.1 検査品目

電気用品安全法対象品目（特定電気用品115品目、特定電気用品以外の電気用品339品目）は、一般消費者の使用する家電製品の他に、業務機器、設備用機器、電気設備用資材など、多岐に亘っているが、経済産業省より緊急品目として掲げられた下記品目に試買検査を実施した。

試買電気用品リスト
緊急品目（3品目）

分類	品目名
電熱器具（ 1 ）	電気ストーブ
電動力応用機械器具（ 70の3 ）	文書細断機
光源応用機械器具（ 86の6 ）	蛍光ランプ

2.2 検査項目

①電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和37年通商産業省令第85号）第1項の技術基準の該当項目及び第2項に基づく「電気用品の技術上の基準を定める省令の取扱細則別紙1」に掲げる技術基準の該当項目。
②電気用品安全法又は電気用品取締法で規定する表示に関する該当項目。

3. 電気用品試買検査の結果

3.1 検査結果の概要

試買検査は、3品目、66機種について、検査品を使用して検査を実施した。そのうちの3品目33機種に電気用品安全法で定める技術基準上の不適合があった。
また、1 品目 8 機種に施行規則で規定する表示等に関する不適合があった。

3.2 電気用品試買検査結果総括表

【特定電気用品以外の電気用品　総合計】

電気用品名	試買検査実施対象		技術基準不適合		施行規則不適合	
	事業者数	機種数	事業者数	機種数	事業者数	機種数
特定電気用品以外の電気用品	35（32）	66（62）	19（18）	33（32）	7（7）	8（8）
品目数	3		3		2	

備考 ： 3．2表中括弧内は、事業者数にあっては輸入事業者数を、機種数にあっては輸入機種数を示し、内数である。

【特定電気用品以外の電気用品】

電気用品名	試買検査実施対象		技術基準不適合		施行規則不適合	
	事業者数	機種数	事業者数	機種数	事業者数	機種数
電気ストーブ	17（14）	30（26）	3（2）	3（2）	0	0
文書細断機	15（15）	30（30）	15（15）	28（28）	7（7）	8（8）
蛍光ランプ	3（3）	6（6）	1（1）	2（2）	0	0

3．3 技術基準不適合項目と不適合数

技術基準不適合総数	66

省令第1項

不適合項目	技術基準の内容	不適合数
別表第八1 (2) イ	形状、組立て、動作	4
別表第八1 (2) ハ	傾斜	3
別表第八1 (2) ト	空間距離(沿面距離)	4
別表第八1 (2) ヤ	残留電荷	1
別表第八1 (2) マ	電流(温度)ヒューズの定格表示	4
別表第八1 (3) カ	コンデンサー	3
別表第八1 (4) ハ (イ)	消費電力の許容差	3
別表第八1 (5) ニ (イ)	雑音電力	1
別表第八1 (5) ニ (ロ) a	連続性雑音端子電圧	2
別表第八1 (12)	表示	2
別表第八2 (70の3) イ (イ)	表示(JIS S0101に定められた図記号)	1
別表第八2 (70の3) イ (ハ)	スイッチ及び表示	1
別表第八2 (70の3) ハ	平常温度上昇	2
合計		31

省令第2項

不適合項目	技術基準の内容	不適合数
J55014-1(H14)	雑音の強さ(放射妨害波、妨害波端子電圧)	3
J60950(H19) 1.7.1	表示(定格電流、定格周波数等)	4
J60950(H19) 1.7.6	表示(ヒューズの識別)	5
J60950(H19) 1.7.7.1	表示(保護接地)	2
J60950(H19) 1.7.101	表示(クラスOI機器の表示)	4
J60950(H19) 2.6.3.4	絶縁物の色	1
J60950(H19) 3.1.9	導体の終端	1
J60950(H19) 3.2.6	コード留め及びストレインリリーフ	1
J60950(H19) 4.1	安定性	1
J60950(H19) 4.5.1	温度上昇	6
J60950(H19) 附属書 JA.3	分離用スイッチ	3
J60968(H14) 4.2	表示(マーク)	2
J60968(H14) 6	感電に対する保護	2
合計		35

3．4　検査品目番号と対比する電気用品名一覧表

品目番号	電気用品名
001	電気ストーブ
002	文書細断機
003	蛍光ランプ

３．５　品目別検査結果表

品目番号 001

検査試料番号	電気用品名	定格	型式認可番号等(型番)	製造事業者名又は輸入事業者名(ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令1項 別表第八																						判定	
					1．共通事項													2．個別事項（1）										
					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)		イ	ロ	ハ	ニ	ホ							
					材料	構造	部品及び附属品	消費電力等の許容差	雑音の強さ	電圧変動による運転性能	二重絶縁構造	始動特性	漏えい電流測定	ブラウン管及びその附属品	太陽電池モジュール	表示		構造	絶縁性能	平常温度上昇	異常温度上昇	電気火ばちで熱板を有するもの						技術基準	施行規則
1	電気ストーブ	AC100V-1000W 50-60Hz	(HLH-106K)	東亜電気工業株式会社 (株式会社日立リビングサプライ) (輸入)	○	○	○	○	○	○	―	○	○	―	―	○		○	○	○	―	―						○	○
2	電気ストーブ	100V 900W 50/60Hz	(DC-J09(W))	株式会社山善 (輸入)	○	○	○	○	○	○	―	○	○	―	―	○		○	○	○	―	―						○	○
3	電気ストーブ *)	100V 900W 50/60Hz	(DC-RJ09(B))	株式会社山善 (輸入)	○	○	○	○	○	○	―	○	○	―	―	○		○	○	○	―	―						○	○
4	電気ストーブ *)	AC100V 50-60Hz 900W	(DCT-RA09)	株式会社ミュージーコーポレーション (株式会社山善) (輸入)	○	○	○	○	○	○	―	○	○	―	―	○		○	○	○	―	―						○	○

備考：上表の*)で示した電気ストーブはリモコンを有している。

品目番号 001

検査試料番号	電気用品名	定格	型式認可番号等(型番)	製造事業者名又は輸入事業者名(ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令1項 別表第八																						判定	
					1．共通事項													2．個別事項（1）										
					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)		イ	ロ	ハ	ニ	ホ							
					材料	構造	部品及び附属品	消費電力等の許容差	雑音の強さ	電圧変動による運転性能	二重絶縁構造	始動特性	漏えい電流測定	ブラウン管及びその附属品	太陽電池モジュール	表示		構造	絶縁性能	平常温度上昇	異常温度上昇	電気火ばちで熱板を有するもの						技術基準	施行規則
5	電気ストーブ	100V 50/60Hz 900W	(ACH-970M)	株式会社 アピックス インターナショナル (輸入)	○	×	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○		○	○	○	－	－						×	○
6	電気ストーブ	AC100V 50/60Hz 800W	(ASH-860T)	株式会社 アピックス インターナショナル (輸入)	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○		○	○	○	－	－						○	○
7	電気ストーブ	AC100V 800W	(DS-J08)	株式会社山善 (輸入)	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	－	－						○	○
8	電気ストーブ	100V 500W 50/60Hz	(SLM1-BK)	イーアンドイー テクノロジー 株式会社 (輸入)	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○		○	○	○	－	－						○	○

品目番号 001

検査試料番号	電気用品名	定格	型式認可番号等(型番)	製造事業者名又は輸入事業者名(ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令1項 別表第八																						判定	
					1．共通事項													2．個別事項（1）										
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び附属品	(4) 消費電力等の許容差	(5) 雑音の強さ	(6) 電圧変動による運転性能	(7) 二重絶縁構造	(8) 始動特性	(9) 漏えい電流測定	(10) ブラウン管及びその附属品	(11) 太陽電池モジュール	(12) 表示		イ 構造	ロ 絶縁性能	ハ 平常温度上昇	ニ 異常温度上昇	ホ 電気火ばちで熱板を有するもの						技術基準	施行規則
9	電気ストーブ	100V 800W	(SHQ-8)	燦坤(サンクン)日本電器株式会社 (輸入)	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	－	－						○	○
10	電気ストーブ	100V 50Hz/60Hz 900W	(UHC-3T)	燦坤(サンクン)日本電器株式会社 (輸入)	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	－	－						○	○
11	電気ストーブ	AC100V 1200W 50Hz/60Hz	(HT-801M)	株式会社ドウシシャ (輸入)	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○		○	○	○	－	－						○	○
12	電気ストーブ	AC100V 50/60Hz 1000W	(IR-8172)	株式会社アイアン (輸入)	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○		○	○	○	－	－						○	○

品目番号 001

検査試料番号	電気用品名	定格	型式認可番号等(型番)	製造事業者名又は輸入事業者名(ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令1項 別表第八																						判定	
					1．共通事項													2．個別事項（1）										
					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)		イ	ロ	ハ	ニ	ホ							
					材料	構造	部品及び附属品	消費電力等の許容差	雑音の強さ	電圧変動による運転性能	二重絶縁構造	始動特性	漏えい電流測定	ブラウン管及びその附属品	太陽電池モジュール	表示		構造	絶縁性能	平常温度上昇	異常温度上昇	電気火ばちで熱板を有するもの						技術基準	施行規則
13	電気ストーブ	100V 1050W	(R-E10A)	株式会社千石 (三洋電機株式会社) (輸入)	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	－	－						○	○
14	電気ストーブ	100V 600W	(FH-916P)	フカダック株式会社 (輸入)	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	－	－						○	○
15	電気ストーブ	AC100V 50/60Hz 300W	(PCH-S2)	メイホウ株式会社 (輸入)	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	－	－						○	○
16	電気ストーブ	100V 900W 50/60Hz	(YA-C955JMI(S))	ユアサプライムス 株式会社 (輸入)	○	○	×	○	○	○	－	○	○	－	－	○		○	○	○	－	－						×	○

品目番号 001

検査試料番号	電気用品名	定格	型式認可番号等(型番)	製造事業者名又は輸入事業者名(ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令1項 別表第八																						判定	
					1．共通事項													2．個別事項（1）										
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び附属品	(4) 消費電力等の許容差	(5) 雑音の強さ	(6) 電圧変動による運転性能	(7) 二重絶縁構造	(8) 始動特性	(9) 漏えい電流測定	(10) ブラウン管及びその附属品	(11) 太陽電池モジュール	(12) 表示		イ 構造	ロ 絶縁性能	ハ 平常温度上昇	ニ 異常温度上昇	ホ 電気火ばちで熱板を有するもの						技術基準	施行規則
17	電気ストーブ	100V 800W 50/60Hz	(YA-SH833JMI (CB))	ユアサプライムス株式会社 (輸入)	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○		○	○	○	－	－						○	○
18	電気ストーブ	100V 1100W 50/60Hz	(DH-1108R)	株式会社新井コロナ (株式会社コロナ)	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○		○	○	○	－	－						○	○
20	電気ストーブ	100V 1000W	(EH-101)	株式会社 岡本製作所 (株式会社トヨトミ)	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	－	－						○	○
21	電気ストーブ	100V 900W	(EMH-91)	株式会社 岡本製作所 (株式会社トヨトミ)	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	－	－						○	○

品目番号 001

検査試料番号	電気用品名	定格	型式認可番号等(型番)	製造事業者名又は輸入事業者名(ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令1項 別表第八																						判定	
					1．共通事項													2．個別事項（1）										
					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)		イ	ロ	ハ	ニ	ホ							
					材料	構造	部品及び附属品	消費電力等の許容差	雑音の強さ	電圧変動による運転性能	二重絶縁構造	始動特性	漏えい電流測定	ブラウン管及びその附属品	太陽電池モジュール	表示		構造	絶縁性能	平常温度上昇	異常温度上昇	電気火ばちで熱板を有するもの						技術基準	施行規則
22	電気ストーブ	100V 935W	(TS-900S(R))	株式会社千住 (輸入)	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	－	－						○	○
23	電気ストーブ	100V 1200W 50-60Hz	(RX-FZ12A)	気高電機株式会社 (三洋電機株式会社)	○	×	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○		○	○	○	－	－						×	○
24	電気ストーブ	100V 1000W 50-60Hz	(KKS-1080)	株式会社千石 (小泉成器株式会社) (輸入)	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○		○	○	○	－	－						○	○
25	電気ストーブ	100V 830W	(KDH-0881)	株式会社千石 (小泉成器株式会社) (輸入)	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	－	－						○	○

品目番号 001

検査試料番号	電気用品名	定格	型式認可番号等(型番)	製造事業者名又は輸入事業者名(ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令1項 別表第八																						判定	
					1. 共通事項													2. 個別事項(1)											
					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)		イ	ロ	ハ	ニ	ホ						技術基準	施行規則
					材料	構造	部品及び附属品	消費電力等の許容差	雑音の強さ	電圧変動による運転性能	二重絶縁構造	始動特性	漏えい電流測定	ブラウン管及びその附属品	太陽電池モジュール	表示		構造	絶縁性能	平常温度上昇	異常温度上昇	電気火ばちで熱板を有するもの							
26	電気ストーブ*)	100V 900W	(MS-GR900A)	森田電工株式会社 (輸入)	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	—	○		○	○	○	—	—						○	○
27	電気ストーブ*)	100V 900W 50/60Hz	(MS-C93RE5)	森田電工株式会社 (輸入)	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	—	○		○	○	○	—	—						○	○
28	電気ストーブ*)	100V 1000W 50/60Hz	(MS-M1007R)	森田電工株式会社 (輸入)	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	—	○		○	○	○	—	—						○	○
29	電気ストーブ	100V 960W	(AKH-S960)	株式会社千石 (日本エー・アイ・シー株式会社) (輸入)	○	○	○	○	○	○	—	—	○	—	—	○		○	○	○	—	—						○	○

備考:上表電気用品名中の*)はリモコンを有している。

品目番号 001

検査試料番号	電気用品名	定格	型式認可番号等(型番)	製造事業者名又は輸入事業者名(ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令1項 別表第八																						判定	
					1. 共通事項													2. 個別事項(1)											
					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)		イ	ロ	ハ	ニ	ホ						技術基準	施行規則
					材料	構造	部品及び附属品	消費電力等の許容差	雑音の強さ	電圧変動による運転性能	二重絶縁構造	始動特性	漏えい電流測定	ブラウン管及びその附属品	太陽電池モジュール	表示		構造	絶縁性能	平常温度上昇	異常温度上昇	電気火ばちで熱板を有するもの							
30	電気ストーブ	AC100V-1000W	(HLH-101)	東亜電気工業株式会社(株式会社日立リビングサプライ)(輸入)	○	○	○	○	○	○	―	○	○	―	―	○		○	○	○	―	―						○	○

品目番号 001

検査試料番号	電気用品名	定格	型式認可番号等(型番)	製造事業者名又は輸入事業者名(ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令2項：J60335-1(H14)及びJ60335-2-30(H14)																					判定	
					7	8	10	11	13	15	16	17	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32			
					表示及び取り扱い説明書	充電部への可触に対する保護	入力及び電流	温度上昇	運転時の漏洩電流及び耐電性	耐湿性	漏洩電流及び耐電性	変圧器及び変圧器に接続した回路の過負荷保護	異常運転	安定性及び機械的危険	機械的強度	構造	内部配線	部品	電線接続及び外部可とうコード	外部電線用端子	アース接続	ねじ及び接続	沿面距離、空間距離及び通し絶縁距離	耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性	耐腐食性	エックス線放射、毒性その他これに類する危険性	雑音の強さ	技術基準	施行規則
19	電気ストーブ	100V 400W 50/60Hz	(EC-400W)	株式会社ツインズ(輸入)	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	○	○	○	○

品目番号 002

検査試料番号	電気用品名	定格	型式認可番号等(型番)	製造事業者名又は輸入事業者名(ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令1項 別表第八																						判定	
					1. 共通事項													2. 個別事項(70の3)									技術基準	施行規則
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び附属品	(4) 消費電力等の許容差	(5) 雑音の強さ	(6) 電圧変動による運転性能	(7) 二重絶縁構造	(8) 始動特性	(9) 漏えい電流測定	(10) ブラウン管及びその附属品	(11) 太陽電池モジュール	(12) 表示		イ 構造	ロ 絶縁性能	ハ 平常温度上昇									
1	文書細断機	100V 150W 50/60Hz	(JG1600)	インターオーディオ株式会社(輸入)	○	○	○	×	○	○	−	○	○	−	−	○		×	○	○							×	×
3	文書細断機	100V 50-60HZ 1.8A 定格時間:2分 回	(ES580CQ)	オーロラジャパン株式会社(輸入)	○	○	○	×	○	○	○	○	○	−	−	×		○	○	○							×	×
4	文書細断機	100V 50-60HZ 2.4A 定格時間:2分 回	(DB890ECT)	オーロラジャパン株式会社(輸入)	○	×	○	○	○	○	○	○	○	−	−	×		○	○	○							×	×
5	文書細断機	100V 50/60Hz 60W 定格時間: 連続使用3分	(PS-P30)	カール事務器株式会社(輸入)	○	○	×	○	○	○	−	○	○	−	−	○		○	○	○							×	○

品目番号 002

検査試料番号	電気用品名	定格	型式認可番号等(型番)	製造事業者名又は輸入事業者名(ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令1項 別表第八																						判定	
					1. 共通事項													2. 個別事項(70の3)										
					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)		イ	ロ	ハ									
					材料	構造	部品及び附属品	消費電力等の許容差	雑音の強さ	電圧変動による運転性能	二重絶縁構造	始動特性	漏えい電流測定	ブラウン管及びその附属品	太陽電池モジュール	表示		構造	絶縁性能	平常温度上昇								技術基準	施行規則
6	文書細断機	100V 50/60Hz 170W 定格時間:5分	(KPS-M25X)	株式会社 オーム電機 (コクヨS&T 株式会社) (輸入)	○	×	○	○	×	○	―	○	○	―	―	○		○	○	○								×	○
19	文書細断機	AC100V 50/60Hz 160W 定格時間:5分	(SHR-809)	株式会社 オーム電機 (輸入)	○	×	○	○	×	○	―	○	○	―	―	○		○	○	○								×	×
20	文書細断機	100V 50/60Hz 160W 定格時間:6分	(SHR-411S)	株式会社 オーム電機 (輸入)	○	×	○	○	○	○	―	○	○	―	―	○		○	○	○								×	○
21	文書細断機	100V 50/60Hz 330W 定格時間:10分	(SHR-501C)	株式会社 オーム電機 (輸入)	○	×	○	○	○	○	―	○	○	―	―	○		○	○	○								×	○

品目番号 002

検査試料番号	電気用品名	定格	型式認可番号等(型番)	製造事業者名又は輸入事業者名(ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令1項 別表第八																						判定	
					1. 共通事項													2. 個別事項(70の3)										
					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)		イ	ロ	ハ									
					材料	構造	部品及び附属品	消費電力等の許容差	雑音の強さ	電圧変動による運転性能	二重絶縁構造	始動特性	漏えい電流測定	ブラウン管及びその附属品	太陽電池モジュール	表示		構造	絶縁性能	平常温度上昇								技術基準	施行規則
22	文書細断機	AC100V 50/60Hz 90W 定格時間:3分	(P54HJ・P54HJT)	株式会社オーヤマ (アイリスオーヤマ株式会社) (輸入)	○	×	○	○	○	○	―	○	○	―	―	○		○	○	○								×	×
23	文書細断機	AC100V 50/60Hz 140W 定格時間:3分	(P5HU)	株式会社オーヤマ (アイリスオーヤマ株式会社) (輸入)	○	×	○	○	○	○	―	○	○	―	―	○		○	○	○								×	○
24	文書細断機	100V 50Hz/60Hz 250W/280W 定格時間:20分	(SH10H)	株式会社オーヤマ (アイリスオーヤマ株式会社) (輸入)	○	×	×	○	○	○	―	○	○	―	―	○		○	○	○								×	○
25	文書細断機	AC100V 50/60Hz 110W 定格時間:3分	(K4HS/BB)	株式会社オーヤマ (アイリスオーヤマ株式会社) (輸入)	○	×	○	○	○	○	―	○	○	―	―	○		○	○	○								×	○

品目番号 002

検査試料番号	電気用品名	定格	型式認可番号等(型番)	製造事業者名又は輸入事業者名(ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令1項 別表第八																						判定	
					1. 共通事項													2. 個別事項(70の3)										
					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)		イ	ロ	ハ									
					材料	構造	部品及び附属品	消費電力等の許容差	雑音の強さ	電圧変動による運転性能	二重絶縁構造	始動特性	漏えい電流測定	ブラウン管及びその附属品	太陽電池モジュール	表示		構造	絶縁性能	平常温度上昇								技術基準	施行規則
27	文書細断機	AC100V 50/60Hz 紙1/10枚: 90/220W ｸﾚｼﾞｯﾄｶｰﾄﾞ 1枚:120W CD1枚:90W	(SH-701C)	松木技研株式会社(輸入)	○	×	○	×	○	○	ー	○	○	ー	ー	○		×	○	×								×	○

品目番号 002

検査試料番号	電気用品名	定格	型式認可番号等(型番)	製造事業者名又は輸入事業者名(ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令2項 J60950 (H19)																							判定	
					1.5 部品	1.6 電源インターフェイス	1.7 表示及び取扱説明書	2 危険からの保護	3 配線、接続及び電源の供給	4.1 安定性	4.2 機械的強度	4.3 設計及び構造	4.4 危険な可動部に対する保護	4.5 温度に関する要求事項	4.6 エンクロージャーの開口	4.7 耐火性	5.1 タッチカレント及び保護導体電流	5.2 耐電圧	5.3 異常運転及び故障状態	6 電気通信網への接続	雑音の強さ			JA1 表示及び取り扱い説明書	JA2 不慮の再発性	JA3 分離用スイッチ	JA4 操作者アクセスエリアにおける保護		技術基準	施行規則
2	文書細断機	AC100V 1.4A 50/60Hz 2分間使用したら 4分間休んで下さい 回	(KPS04PW)	イツワ商事株式会社 (輸入)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ー	×			○	○	○	○		×	○
7	文書細断機	AC100V 50/60Hz 160w	(CB500XR)	コーナン商事株式会社 (輸入)	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	ー	○			○	○	○	○		×	×
8	文書細断機	AC100V 50/60Hz 3.5A 定格時間: 2分運転 40分休止 回	(PSD-30)	サンワサプライ株式会社 (輸入)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ー	○	○	○	○	○	ー	○			○	○	×	○		×	○

品目番号 002

検査試料番号	電気用品名	定格	型式認可番号等(型番)	製造事業者名又は輸入事業者名(ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令2項 J60950 (H19)																							判定	
					1.5 部品	1.6 電源インターフェイス	1.7 表示及び取扱説明書	2 危険からの保護	3 配線、接続及び電源の供給	4.1 安定性	4.2 機械的強度	4.3 設計及び構造	4.4 危険な可動部に対する保護	4.5 温度に関する要求事項	4.6 エンクロージャーの開口	4.7 耐火性	5.1 タッチカレント及び保護導体電流	5.2 耐電圧	5.3 異常運転及び故障状態	6 電気通信網への接続	雑音の強さ			JA1 表示及び取り扱い説明書	JA2 不慮の再発性	JA3 分離用スイッチ	JA4 操作者アクセスエリアにおける保護		技術基準	施行規則
9	文書細断機	AC100V 50/60Hz 3A 定格時間: 8分運転、 40分休止 回	(PSD-27)	株式会社オーエム (サンワサプライ 株式会社) (輸入)	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	ー	○			○	○	×	○		×	○
10	文書細断機	100V 50/60Hz 3A 定格時間:10分	(NSE-412CW)	ナカバヤシ 株式会社 (輸入)	○	○	×	×	○	○	○	○	○	ー	○	○	○	○	○	ー	○			○	○	○	○		×	○
11	文書細断機	100V 50/60Hz 3.5A 定格時間:5分 回	(NSE-801CW)	ナカバヤシ 株式会社 (輸入)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ー	○			○	○	○	○		○	×

品目番号 002

検査試料番号	電気用品名	定格	型式認可番号等(型番)	製造事業者名又は輸入事業者名(ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令2項 J60950 (H19)																							判定	
					1.5	1.6	1.7	2	3	4.1	4.2	4.3	4.4	4.5	4.6	4.7	5.1	5.2	5.3	6			JA1	JA2	JA3	JA4			
					部品	電源インターフェイス	表示及び取扱説明書	危険からの保護	配線 接続及び電源の供給	安定性	機械的強度	設計及び構造	危険な可動部に対する保護	温度に関する要求事項	エンクロージャーの開口	耐火性	タッチカレント及び保護導体電流	耐電圧	異常運転及び故障状態	電気通信網への接続	雑音の強さ		表示及び取り扱い説明書	不慮の再発性	分離用スイッチ	操作者アクセスエリアにおける保護		技術基準	施行規則
12	文書細断機	AC100V 50/60Hz 300W 3A 定格連続使用 時間:10分	(PS-67Cs)	フェローズジャパン株式会社 (輸入)	○	○	×	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	ー	○		○	○	○	○		×	○
13	文書細断機	AC100V 50/60Hz 200W 定格連続使用 時間:10分	(PS-62C)	フェローズジャパン株式会社 (輸入)	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	ー	○		○	○	○	○		×	○
14	文書細断機	AC100V 50/60Hz 134W 定格連続使用 時間:5分	(P-45C)	フェローズジャパン株式会社 (輸入)	○	○	×	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	ー	×		○	○	○	○		×	○

品目番号 002

検査試料番号	電気用品名	定格	型式認可番号等(型番)	製造事業者名又は輸入事業者名(ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令2項 J60950 (H19)																						判定	
					1.5 部品	1.6 電源インターフェイス	1.7 表示及び取扱説明書	2 危険からの保護	3 配線,接続及び電源の供給	4.1 安定性	4.2 機械的強度	4.3 設計及び構造	4.4 危険な可動部に対する保護	4.5 温度に関する要求事項	4.6 エンクロージャーの開口	4.7 耐火性	5.1 タッチカレント及び保護導体電流	5.2 耐電圧	5.3 異常運転及び故障状態	6 電気通信網への接続	雑音の強さ		JA1 表示及び取り扱い説明書	JA2 不慮の再発性	JA3 分離用スイッチ	JA4 操作者アクセスエリアにおける保護		技術基準	施行規則
15	文書細断機	AC100V 50/60Hz 450W 4.5A 定格連続使用時間:3分 回	(DS-2)	フェローズジャパン株式会社 (輸入)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ー	×		○	○	○	○		×	○
16	文書細断機	100V 50/60Hz 1.5A 定格時間:15分 回	(LSE-701NBL)	ナカバヤシ株式会社 (ロアス株式会社) (輸入)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	ー	○		○	○	○	○		×	○

品目番号 002

検査試料番号	電気用品名	定格	型式認可番号等(型番)	製造事業者名又は輸入事業者名(ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令2項 J60950 (H19)																							判定	
					1.5 部品	1.6 電源インターフェイス	1.7 表示及び取扱説明書	2 危険からの保護	3 配線、接続及び電源の供給	4.1 安定性	4.2 機械的強度	4.3 設計及び構造	4.4 危険な可動部に対する保護	4.5 温度に関する要求事項	4.6 エンクロージャーの開口	4.7 耐火性	5.1 タッチカレント及び保護導体電流	5.2 耐電圧	5.3 異常運転及び故障状態	6 電気通信網への接続	雑音の強さ		JA1 表示及び取り扱い説明書	JA2 不慮の再発性	JA3 分離用スイッチ	JA4 操作者アクセスエリアにおける保護		技術基準	施行規則
17	文書細断機	100V AC 2.85/2.95A 285/295W 50/60Hz 定格運転時間:10分間 定格休止時間:90分間 回	(SC5501CD)	株式会社アスカ(輸入)	○	○	○	○	○	×	○	○	○	−	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		×	○
18	文書細断機	100V AC 1A 100W 50/60Hz 定格運転時間:5分間 定格休止時間:45分間 回	(SC651CD)	株式会社アスカ(輸入)	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		×	×

品目番号 002

検査試料番号	電気用品名	定格	型式認可番号等(型番)	製造事業者名又は輸入事業者名(ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令2項 J60950 (H19)																							判定	
					1.5 部品	1.6 電源インターフェイス	1.7 表示及び取扱説明書	2 危険からの保護	3 配線、接続及び電源の供給	4.1 安定性	4.2 機械的強度	4.3 設計及び構造	4.4 危険な可動部に対する保護	4.5 温度に関する要求事項	4.6 エンクロージャーの開口	4.7 耐火性	5.1 タッチカレント及び保護導体電流	5.2 耐電圧	5.3 異常運転及び故障状態	6 電気通信網への接続			JA1 表示及び取り扱い説明書	JA2 不慮の再発性	JA3 分離用スイッチ	JA4 操作者アクセスエリアにおける保護		技術基準	施行規則
26	文書細断機	100V 50/60Hz 200W 連続使用時間:2分 回	(APSP03WH)	株式会社 バッファロー コクヨサプライ (輸入)	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		×	○
28	文書細断機	100V 1.3A 50/60Hz 定格運転時間:3分運転 回	(GCS04CX)	日本ジー・ビー・シー 株式会社 (輸入)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○	○
29	文書細断機	100V 4.7A 50/60Hz 定格運転時間:10分運転/30分休止 回	(GCS50CDX-M)	日本ジー・ビー・シー 株式会社 (輸入)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○			○	○	×	○		×	○

品目番号 002

検査試料番号	電気用品名	定格	型式認可番号等(型番)	製造事業者名又は輸入事業者名(ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令2項 J60950 (H19)																						判定	
					1.5 部品	1.6 電源インターフェイス	1.7 表示及び取扱説明書	2 危険からの保護	3 配線,接続及び電源の供給	4.1 安定性	4.2 機械的強度	4.3 設計及び構造	4.4 危険な可動部に対する保護	4.5 温度に関する要求事項	4.6 エンクロージャーの開口	4.7 耐火性	5.1 タッチカレント及び保護導体電流	5.2 耐電圧	5.3 異常運転及び故障状態	6 電気通信網への接続			JA1 表示及び取り扱い説明書	JA2 不慮の再発性	JA3 分離用スイッチ	JA4 操作者アクセスエリアにおける保護		技術基準	施行規則
30	文書細断機	100VAC 2.2A 50/60Hz 定格運転時間:10分運転/20分休止 回	(GCS18CDX)	日本ジーピーシー株式会社 (輸入)	○	○	×	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		×	○

品目番号 003

検査試料番号	電気用品名	定格	型式認可番号等(型番)	製造事業者名又は輸入事業者名(ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令1項 別表第八																						判定	
					1．共通事項													2．個別事項（86の6）										
					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)		イ	ロ	ハ								技術基準	施行規則
					材料	構造	部品及び附属品	消費電力等の許容差	雑音の強さ	電圧変動による運転性能	二重絶縁構造	始動特性	漏えい電流測定	ブラウン管及びその附属品	太陽電池モジュール	表示		構造	口金の接着強さ	雑音の強さ								
1	蛍光ランプ	100V 12W 50/60Hz	(EFF12EL/C9)	東芝ライテック株式会社(輸入)	○	○	○	○	○	○	―	―	○	―	―	○		○	○	○							○	○
2	蛍光ランプ	100V 8W 50/60Hz	(EFF8EN/C7)	東芝ライテック株式会社(輸入)	○	○	○	○	○	○	―	―	○	―	―	○		○	○	○							○	○
3	蛍光ランプ	100V 8W	(EFF8EN/C7)	NECライティング株式会社(輸入)	○	○	○	○	○	○	―	―	○	―	―	○		○	○	○							○	○
4	蛍光ランプ	100V 8W	(EFF8EL/C7)	NECライティング株式会社(輸入)	○	○	○	○	○	○	―	―	○	―	―	○		○	○	○							○	○

備考：上表の蛍光ランプは、GX53仕様の口金を有したものである。

品目番号 003

検査試料番号	電気用品名	定格	型式認可番号等(型番)	製造事業者名又は輸入事業者名(ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令2項 J60968 (H14)																						判定	
					4	5	6	7	8	9	10	11	12															
					マーク	互換性	感電に対する保護	高湿放置後の絶縁抵抗と耐電圧性	口金接着強度	口金温度上昇試験	耐熱性	耐燃焼性試験	異常試験														技術基準	施行規則
5	蛍光ランプ	100V 9W 50/60Hz 180mA 昼光色	(GX0109i)	株式会社 ケーエスシー (サンライテック 株式会社) (輸入)	×	○	×	○	○	○	○	○	○														×	○
6	蛍光ランプ	100V 9W 50/60Hz 180mA 電球色	(GX0109i)	株式会社 ケーエスシー (サンライテック 株式会社) (輸入)	×	○	×	○	○	○	○	○	○														×	○

備考:上表の蛍光ランプは、GX53 仕様の口金を有したものである。

3．6　技術基準不適合電気用品の概要

電気用品名 検査試料番号	定 格	型式認可番号等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	技術基準不適合 箇所の内容	適合すべき技術基準 (要旨)	写 真
電気ストーブ 品目番号 001 試料番号 5	AC 100V 50/60Hz 900W	(PS E) (ACH-970M)	株式会社 アピックスインター ナショナル (輸入)	基板上及び本体下部シリコンチューブ内の温度ヒューズ近傍に定格動作温度の表示がない。	別表第八 1. (2) .マ 銘板またはヒューズの取付け部に、温度ヒューズにあっては定格動作温度を容易に消えない方法で表示すること。	1
電気ストーブ 品目番号 001 試料番号 16	100V 900W 50/60Hz	(PS E) (YA-C955JMI(S))	ユアサプライムス 株式会社 (輸入)	コンデンサの絶縁耐圧試験において、コンデンサ MC2 が破損した。	別表第八 1. (3) .カ 別表第四 1. (3) .チに定められた試験方法で絶縁耐力を試験したとき、これに耐えること。	1
電気ストーブ 品目番号 001 試料番号 23	100V 1200W 50-60Hz	(PS E) (RX-FZ12A)	気高電機株式会社 (三洋電機株式会社)	傾斜試験において、器体を 15 ° 傾けたとき、転倒した。	別表第八 1. (2) .ハ 床上形の電熱器具にあっては、器体を 15 ° 傾けたときに転倒しないこと。	1

電気用品名 検査試料番号	定 格	型式認可番号等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	技術基準不適合 箇所の内容	適合すべき技術基準 (要旨)	写 真
文書細断機 品目番号 002 試料番号 1	100V 150W 50/60Hz	(PS E) (JG1600)	インターオーディオ 株式会社 (輸入)	1. 定格消費電力測定において、最大負荷状態にて測定した結果、測定値が限度値(127.5-172.5W)に満たなかった。 100V/50Hz：107.03W 100V/60Hz：115.15W	別表第八 1.(4).ハ.(イ) 定格消費電力が 100W を超え 1000W 以下のものにあっては、許容差が±15%でなければならない。	ー
				2. 機器に可動部の電源を開閉できるスイッチが設けられていない。 可能な操作：AUTO、FWD、REV	別表第八 2.(70 の 3).イ (ハ) 器体の容易に操作できる位置に、細断機構その他傷害等の危害が発生するおそれのある可動部の電源を開閉できるスイッチを設け、かつ、該当スイッチの開閉の操作又は開閉の状態を見やすい箇所に文字又は記号により表示すること。	1

<table>
<tr><th>電気用品名
検査試料番号</th><th>定 格</th><th>型式認可番号等
(型番)</th><th>製造事業者名
又は
輸入事業者名
(ブランド名)</th><th>技術基準不適合
箇所の内容</th><th>適合すべき技術基準 (要旨)</th><th>写
真</th></tr>
<tr>
<td>文書細断機
品目番号 002
試料番号 2</td>
<td>AC100V
1.4A
50/60Hz
2 分間使用したら 4 分間休んで下さい
回</td>
<td>(KPS04PW)</td>
<td>イツワ商事
株式会社
(輸入)</td>
<td>1.
雑音測定において、不適合となった。
＜放射妨害波＞
<table>
<tr><th rowspan="2">周波数
(MHz)</th><th colspan="2">測定値 (dB)</th><th colspan="2">許容値 (dB)</th></tr>
<tr><th>尖頭値</th><th>平均値</th><th>尖頭値</th><th>平均値</th></tr>
<tr><td>123.281</td><td><u>69.3</u></td><td>40.7</td><td>52.4</td><td>42.4</td></tr>
</table>
*最大値を記録 (平均値は適合)

＜妨害波端子電圧＞
L1 Phase
<table>
<tr><th rowspan="2">周波数
(MHz)</th><th colspan="2">測定値 (dB)</th><th colspan="2">許容値 (dB)</th></tr>
<tr><th>尖頭値</th><th>平均値</th><th>尖頭値</th><th>平均値</th></tr>
<tr><td>4.230</td><td><u>80.6</u></td><td><u>60.3</u></td><td>56.0</td><td>46.0</td></tr>
</table>
L2 Phase
<table>
<tr><th rowspan="2">周波数
(MHz)</th><th colspan="2">測定値 (dB)</th><th colspan="2">許容値 (dB)</th></tr>
<tr><th>尖頭値</th><th>平均値</th><th>尖頭値</th><th>平均値</th></tr>
<tr><td>4.518</td><td><u>77.4</u></td><td><u>59.5</u></td><td>56.0</td><td>46.0</td></tr>
</table>
</td>
<td>J55014-1 (H14)
雑音の強さは、規定値を超えないこと。</td>
<td>－</td>
</tr>
</table>

電気用品名 検査試料番号	定 格	型式認可番号等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	技術基準不適合 箇所の内容	適合すべき技術基準 (要旨)	写 真
文書細断機 品目番号 002 試料番号 3	100V 50-60HZ 1.8A 定格時間:2 分 回	(ES580CQ)	オーロラジャパン 株式会社 (輸入)	1. 定格消費電力測定において、測定結果が限度値(153-207W)に満たなかった。 100V/50Hz:139.02W 100V/60Hz:140.84W *取扱説明書内に定格消費電力 180W の表示あり	別表第八 1.(4).ハ.(イ) 定格消費電力が 100W を超え 1000W 以下のものにあっては、許容差が±15%でなければならない。	ー
				2. 表示すべき事項である「定格消費電力」の表示が銘板にない。	別表第八 1.(12) 及び附表第六 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。	1
文書細断機 品目番号 002 試料番号 4	100V 50-60HZ 2.4A 定格時間:2 分 回	(DB890ECT)	オーロラジャパン 株式会社 (輸入)	1. 構造試験において、プリント基板上(印刷配線)の空間距離が次のとおりであった。 交流ー交流異極充電部相互間が最小 1.6mm	別表第八 1.(2).ト 極性が異なる充電部相互間の距離(沿面距離を含む。)は、2.5mm以上であること。	1
				2. 表示すべき事項である「定格消費電力」の表示が銘板にない。	別表第八 1.(12) 及び附表第六 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。	2

<table>
<tr><th>電気用品名
検査試料番号</th><th>定 格</th><th>型式認可番号等
(型番)</th><th>製造事業者名
又は
輸入事業者名
(ブランド名)</th><th>技術基準不適合
箇所の内容</th><th>適合すべき技術基準(要旨)</th><th>写
真</th></tr>
<tr><td>文書細断機

品目番号002
試料番号5</td><td>100V
50/60Hz
60W
連続使用3分</td><td>
(PS-P30)</td><td>カール事務器
株式会社
(輸入)</td><td>1. コンデンサの絶縁耐圧試験において、コンデンサC7が破損した。</td><td>別表第八 1.(3).カ
別表第四1.(3).チに定められた試験方法で絶縁耐力を試験したとき、これに耐えること。</td><td>1</td></tr>
<tr><td rowspan="3">文書細断機

品目番号002
試料番号6</td><td rowspan="3">100V
50/60Hz
170W
定格時間:5分</td><td rowspan="3">
(KPS-M25X)</td><td rowspan="3">株式会社
オーム電機
(コクヨS&T
株式会社)
(輸入)</td><td>1. 構造試験において、プリント基板上(印刷配線)の空間距離が次のとおりであった。
交流ー直流異極充電部相互間が最小0.8mm</td><td>別表第八 1.(2).ト
極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.5mm以上であること。</td><td>1</td></tr>
<tr><td>2. 内部配線が外郭に挟まれ、損傷していた。</td><td>別表第八 1.(2).イ
通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものであって、形状が正しく、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であること。</td><td>2</td></tr>
<tr><td>3. 雑音測定において、不適合となった。
＜雑音電力＞
適合

＜雑音端子電圧(連続性雑音端子電圧)＞
<table>
<tr><th>周波数</th><th>測定値
(dB(uV))</th><th>許容値
(dB(uV))</th></tr>
<tr><td>526.5kHz-5MHz</td><td><u>71.7</u></td><td>56.0</td></tr>
<tr><td>5MHz-30MHz</td><td>53.5</td><td>60.0</td></tr>
</table></td><td>別表第八 1.(5).ニ(ロ)a
雑音の強さは、規定値を超えないこと。</td><td>ー</td></tr>
</table>

電気用品名 検査試料番号	定 格	型式認可番号等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	技術基準不適合 箇所の内容	適合すべき技術基準 (要旨)	写 真
文書細断機 品目番号 002 試料番号 7	AC100V 50/60Hz 160w	(PS E) (CB500XR)	コーナン商事 株式会社 (輸入)	1. 表示すべき事項である「定格電流」の表示が銘板になかった。	J60950 (H19) 1.7.1 機器には、電源についての定格を表示しなければならない。その目的は、正しい電圧及び正しい周波数、並びに適切な通電容量を持つ電源を特定することができるようにすることにある。	1
				2. 90V/50Hz、90V/60Hz、106V/50Hz、106V/60Hz の温度試験において、温度安定に達する前に保護装置が働き、動作が停止した。 (試験状態：A4 用紙 5 枚／連続動作)	J60950 (H19) 4.5.1 1.4.5 の要求事項を考慮に入れながら機器が連続動作の場合、定常状態に達するまで通常負荷の下で動作させる。 試験中に温度過昇防止器及び過電流保護デバイスが作動してはならない	―

電気用品名 検査試料番号	定 格	型式認可番号等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	技術基準不適合 箇所の内容	適合すべき技術基準 (要旨)	写 真
文書細断機 品目番号 002 試料番号 8	AC100V 50/60Hz 3.5A 定格時間: 2 分運転、 40 分休止 回	(PS E) (PSD-30)	サンワサプライ 株式会社 (輸入)	1. 附属書 JA.3 で要求される分離用スイッチとして設けられた電源スイッチの接点間隔が不足している。 接点間隔:1.0mm	J60950 (H19) 附属書 JA.3 3.4.2 項に適合する分離用スイッチ (少なくとも 3 mmの接点間隔) を設けなければならない。	1

電気用品名 検査試料番号	定 格	型式認可番号等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	技術基準不適合 箇所の内容	適合すべき技術基準 (要旨)	写 真
文書細断機 品目番号 002 試料番号 9	AC100V 50/60Hz 3A 定格時間: 8 分運転、 40 分休止 回	(PSD-27)	株式会社オーエム (サンワサプライ 株式会社) (輸入)	1. 電流ヒューズ近傍に「5A、6.3A、10A」の 3 定格の表示がある。 実装ヒューズ:「T5AL、250V」	J60950 (H19) 1.7.6 ヒューズ又はヒューズホルダーの近傍にヒューズの定格電流を表す表示がなければならない。 ただし、ヒューズと表示との対応が明らかな場合は、他の場所に表示があっても良い。 また異なった定格電圧のヒューズが取り付けられる恐れがある場合には、ヒューズの定格電圧も表示しなければならない。	1
				2. 附属書 JA.3 で要求される分離用スイッチとして設けられた電源スイッチの接点間隔が不足している。 接点間隔:2.5mm	J60950 (H19) 附属書 JA.3 3.4.2 項に適合する分離用スイッチ (少なくとも 3 mmの接点間隔) を設けなければならない。	2
				3. 90V/50Hz、90V/60Hz、106V/60Hz の温度試験において、定格運転時間に達する前に停止し、適合の確認ができなかった。 また、90V/60Hz、106V/50Hz の温度試験において、温度安定に達するまでに保護装置が働き、動作が停止した。 試験条件: 8 分間運転 (A4 用紙／8 枚) 30 分間休止 (取扱説明書に 30～40 分の記載有り)	J60950 (H19) 4.5.1 1.4.5 の要求事項を考慮に入れながら機器が間欠動作の場合、定格の「オン」と「オフ」の間隔で、定常状態に達するまで通常負荷の下で動作させる。 試験中に温度過昇防止器及び過電流保護デバイスが作動してはならない	―

電気用品名 検査試料番号	定 格	型式認可番号等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	技術基準不適合 箇所の内容	適合すべき技術基準 (要旨)	写 真
文書細断機 品目番号 002 試料番号 10	100V 50/60Hz 3A 定格時間：10 分	(PS E) (NSE-412CW)	ナカバヤシ 株式会社 (輸入)	1. アース端子近傍にアースマークの表示がない。	J60950 (H19) 1.7.7.1 保護接地導体を接続する為の配線端子は、記号⏚ (60417-2-IEC-5019)で示さなければならない。この記号は他の接地用端子に用いてはならない。	1
				2. 電源プラグ、本体の見やすい箇所及び取扱説明書に定められた表示がない。 ①電源プラグ又は本体に下記表示なし 「必ず接地を行って下さい」 ②本体又は取扱説明書に下記表示なし 「接地接続は必ず、電源プラグを電源につなぐ前に行ってください。又、接地接続を外す場合は、必ず電源プラグを電源から切り離してから行って下さい。」	J60950 (H19) 1.7.101 ①電源プラグ又は本体の見やすい箇所に定められた表示をしなければならない。 ②また上記とは別に本体及び取扱説明書に定められた内容を盛り込まなければいけない。	―
				3. アース線が緑一色である。	J60950 (H19) 2.6.3.4 機器に接続されている電源コードの保護接地導体の絶縁物は緑/黄でなければならない。	1

電気用品名 検査試料番号	定 格	型式認可番号等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	技術基準不適合 箇所の内容	適合すべき技術基準 (要旨)	写 真
文書細断機 品目番号 002 試料番号 12	AC100V 50/60Hz 300W 3A 定格連続使用 時間:10 分	(PS-67Cs)	フェローズジャパン 株式会社 (輸入)	1. 電流ヒューズ近傍に電流ヒューズの定格電流表示がない。 実装ヒューズ:「10A、250V」	J60950 (H19) 1.7.6 ヒューズ又はヒューズホルダーの近傍にヒューズの定格電流を表す表示がなければならない。 ただし、ヒューズと表示との対応が明らかな場合は、他の場所に表示があっても良い。 また異なった定格電圧のヒューズが取り付けられる恐れがある場合には、ヒューズの定格電圧も表示しなければならない。	1
				2. 電源プラグ又は本体の見やすい箇所に定められた表示がない。 －電源プラグ又は本体に下記表示なし 「必ず接地を行って下さい」	J60950 (H19) 1.7.101 電源プラグ又は本体の見やすい箇所に定められた表示をしなければならない。 また上記とは別に本体及び取扱説明書に定められた内容を盛り込まなければいけない。	－

電気用品名 検査試料番号	定 格	型式認可番号等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	技術基準不適合 箇所の内容	適合すべき技術基準 (要旨)	写 真
文書細断機 品目番号 002 試料番号 13	AC100V 50/60Hz 200W 定格連続使用 時間：10 分	(PS-62C)	フェローズジャパン 株式会社 (輸入)	1. 表示すべき事項である「定格電流」の表示が銘板にない。	J60950 (H19) 1.7.1 機器には、電源についての定格を表示しなければならない。その目的は、正しい電圧及び正しい周波数、並びに適切な通電容量を持つ電源を特定することができるようにすることにある。	1
				2. 電流ヒューズ近傍に電流ヒューズの定格電流表示がない。 実装ヒューズ：「5A、250V」	J60950 (H19) 1.7.6 ヒューズ又はヒューズホルダーの近傍にヒューズの定格電流を表す表示がなければならない。ただし、ヒューズと表示との対応が明らかな場合は、他の場所に表示があっても良い。 また異なった定格電圧のヒューズが取り付けられる恐れがある場合には、ヒューズの定格電圧も表示しなければならない。	2
				3. 電源プラグ、本体の見やすい箇所及び取扱説明書に定められた表示がない。 －電源プラグ又は本体に下記表示なし 「必ず接地を行って下さい」	J60950 (H19) 1.7.101 電源プラグ又は本体の見やすい箇所に定められた表示をしなければならない。 また上記とは別に本体及び取扱説明書に定められた内容を盛り込まなければいけない。	－
				4. 90V/60Hz の温度試験において、定格時間に達するまでに動作が停止し、適合の確認ができなかった。 また、106V/50Hz の温度試験において、定格時間に達するまでに保護装置が働き、動作が停止した。 試験条件：10 分間運転 (A4 用紙／6 枚)	J60950 (H19) 4.5.1 1.4.5 の要求事項を考慮に入れながら機器が短時間定格の場合、短時間定格の間、通常負荷の下で動作させる。 試験中に温度過昇防止器及び過電流保護デバイスが作動してはならない	－

電気用品名 検査試料番号	定 格	型式認可番号等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	技術基準不適合 箇所の内容	適合すべき技術基準 (要旨)	写 真
文書細断機 品目番号 002 試料番号 14 ※	AC100V 50/60Hz 134W 定格連続使用 時間:5 分	(P-45C)	フェローズジャパン 株式会社 (輸入)	1. 表示すべき事項である「定格電流」の表示が銘板にない。	J60950 (H19) 1.7.1 機器には、電源についての定格を表示しなければならない。その目的は、正しい電圧及び正しい周波数、並びに適切な通電容量を持つ電源を特定することができるようにすることにある。	1
				2. 電流ヒューズ近傍に電流ヒューズの定格電流表示がない。 実装ヒューズ:「5A、250V」	J60950 (H19) 1.7.6 ヒューズ又はヒューズホルダーの近傍にヒューズの定格電流を表す表示がなければならない。ただし、ヒューズと表示との対応が明らかな場合は、他の場所に表示があっても良い。 また異なった定格電圧のヒューズが取り付けられる恐れがある場合には、ヒューズの定格電圧も表示しなければならない。	2
				3. アース端子近傍にアースマークの表示がない。	J60950 (H19) 1.7.7.1 保護接地導体を接続する為の配線端子は、記号⏚ (60417-2-IEC-5019)で示さなければならない。この記号は他の接地用端子に用いてはならない。	3

<table>
<tr><th>電気用品名
検査試料番号</th><th>定 格</th><th>型式認可番号等
(型番)</th><th>製造事業者名
又は
輸入事業者名
(ブランド名)</th><th>技術基準不適合
箇所の内容</th><th>適合すべき技術基準 (要旨)</th><th>写
真</th></tr>
<tr><td rowspan="2">文書細断機

品目番号 002
試料番号 14</td><td rowspan="2">AC100V
50/60Hz
134W
定格連続使用
時間:5 分</td><td rowspan="2">(P-45C)</td><td rowspan="2">フェローズジャパン
株式会社
(輸入)</td><td>4. 電源プラグ、本体の見やすい箇所及び取扱説明書に定められた表示がない。
－電源プラグ又は本体に下記表示なし
「必ず接地を行って下さい」</td><td>J60950 (H19) 1.7.101
電源プラグ又は本体の見やすい箇所に定められた表示をしなければならない。
また上記とは別に本体及び取扱説明書に定められた内容を盛り込まなければいけない。</td><td>－</td></tr>
<tr><td>5 雑音測定において、不適合となった。
＜放射妨害波＞
<table>
<tr><th rowspan="2">周波数
(MHz)</th><th colspan="2">測定値 (dB)</th><th colspan="2">許容値 (dB)</th></tr>
<tr><th>尖頭値</th><th>平均値</th><th>尖頭値</th><th>平均値</th></tr>
<tr><td>30.594</td><td><u>60.5</u></td><td>36.2</td><td>51.0</td><td>41.0</td></tr>
</table>
*最大値を記録 (平均値は適合)

＜妨害波端子電圧＞
L1 Phase
<table>
<tr><th rowspan="2">周波数
(MHz)</th><th colspan="2">測定値 (dB)</th><th colspan="2">許容値 (dB)</th></tr>
<tr><th>尖頭値</th><th>平均値</th><th>尖頭値</th><th>平均値</th></tr>
<tr><td>0.679</td><td><u>78.3</u></td><td><u>64.4</u></td><td>56.0</td><td>46.0</td></tr>
</table>
L2 Phase
<table>
<tr><th rowspan="2">周波数
(MHz)</th><th colspan="2">測定値 (dB)</th><th colspan="2">許容値 (dB)</th></tr>
<tr><th>尖頭値</th><th>平均値</th><th>尖頭値</th><th>平均値</th></tr>
<tr><td>0.170</td><td><u>82.4</u></td><td><u>69.9</u></td><td>71.0</td><td>63.7</td></tr>
</table></td><td>J55014-1 (H14)
雑音の強さは、規定値を超えないこと。</td><td>－</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>電気用品名
検査試料番号</th><th>定 格</th><th>型式認可番号等
(型番)</th><th>製造事業者名
又は
輸入事業者名
(ブランド名)</th><th>技術基準不適合
箇所の内容</th><th>適合すべき技術基準 (要旨)</th><th>写
真</th></tr>
<tr><td>文書細断機
品目番号 002
試料番号 15</td><td>AC100V
50/60Hz
450W
4.5A
定格連続使用
時間:3 分
回</td><td>(DS-2)</td><td>フェローズジャパン
株式会社
(輸入)</td><td>1.
雑音測定において、放射妨害波が不適合となった。
＜放射妨害波＞
<table>
<tr><th rowspan="2">周波数
(MHz)</th><th colspan="2">測定値 (dB)</th><th colspan="2">許容値 (dB)</th></tr>
<tr><th>尖頭値</th><th>平均値</th><th>尖頭値</th><th>平均値</th></tr>
<tr><td>78.777</td><td><u>53.6</u></td><td>28.8</td><td>51.7</td><td>41.7</td></tr>
</table>
*最大値を記録 (平均値は適合)

＜妨害波端子電圧＞
適合</td><td>J55014-1 (H14)
雑音の強さは、規定値を超えないこと。</td><td>—</td></tr>
<tr><td>文書細断機
品目番号 002
試料番号 16</td><td>100V
50/60Hz
1.5A
定格時間:15 分
回</td><td>(LSE-701NBL)</td><td>ナカバヤシ
株式会社
(ロアス株式会社)
(輸入)</td><td>1. 90V/50Hz、90V/60Hz、106V/50Hz、106V/60Hz の温度試験において、定格時間に達する前に保護装置が働き、動作が停止した。
試験条件:15 分間運転 (A4 用紙／5 枚)</td><td>J60950 (H19) 4.5.1
1.4.5 の要求事項を考慮に入れながら機器が短時間定格の場合、短時間定格の間、通常負荷の下で動作させる。
試験中に温度過昇防止器及び過電流保護デバイスが作動してはならない</td><td>—</td></tr>
</table>

電気用品名 検査試料番号	定 格	型式認可番号等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	技術基準不適合 箇所の内容	適合すべき技術基準 (要旨)	写 真
文書細断機 品目番号 002 試料番号 17	100V AC 2.85/2.95A 285/295W 50/60Hz 定格運転時間: 10 分間 定格休止時間: 90 分間 回	(SC5501CD)	株式会社アスカ (輸入)	1. トレイに最大荷重 2kg の A4 用紙を載せて傾斜試験を行ったとき、傾斜角度 5.5 ° で転倒した。	J60950 (H19) 4.1 通常使用状態で機器及びユニットは、操作者及び保守者に危害を及ぼすおそれのあるような不安定な状態となってはならない。	1

電気用品名 検査試料番号	定 格	型式認可番号等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	技術基準不適合 箇所の内容	適合すべき技術基準 (要旨)	写 真
文書細断機 品目番号 002 試料番号 18	100V AC 1A 100W 50/60Hz 定格運転時間: 5 分間 定格休止時間: 45 分間 回	(SC651CD)	株式会社アスカ (輸入)	1. 製品質量が 5kg の為、 100N の力で最も不利となる方向に毎回 1 秒間ずつ、計 25 回引っ張った結果、接続部に張力が加わり、長さ方向に 2mm を超える電源コードの変位がみられた。	J60950 (H19) 3.2.6 非脱着式電源コードを有する機器は、以下のようにコード留めを施していなければならない。 －コードの導体接続点に張力が加わらないこと －コードの外側被覆が磨耗しない様に保護されていること コード又はその導体又は両方が損傷するほど、または機器の内部部分が移動してしまうほど、コードを機器の中に押し込むことができてはならない 試験後、長さ方向に 2mmを超える電源コードの変位がなく、また、接続部に張力が加わってはならない。	－
文書細断機 品目番号 002 試料番号 19	AC100V 50/60Hz 160W 定格時間:5 分	(SHR-809)	株式会社 オーム電機 (輸入)	1. 内部配線が外郭に挟まれ、損傷していた。	別表第八 1.(2).イ 通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものであって、形状が正しく、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であること。	1

<table>
<tr><th>電気用品名
検査試料番号</th><th>定 格</th><th>型式認可番号等
(型番)</th><th>製造事業者名
又は
輸入事業者名
(ブランド名)</th><th>技術基準不適合
箇所の内容</th><th>適合すべき技術基準 (要旨)</th><th>写
真</th></tr>
<tr><td rowspan="2">文書細断機

品目番号 002
試料番号 19</td><td rowspan="2">AC100V
50/60Hz
160W
定格時間:5 分</td><td rowspan="2">(PS E)
(SHR-809)</td><td rowspan="2">株式会社
オーム電機
(輸入)</td><td>2. 構造試験において、差し込み刃を刃受けから引き抜いたとき、差し込み刃間の電圧が 75.0V (差し込み刃を引き抜いてから 1 秒後に測定した電圧の値) であった。</td><td>別表第八 1 (2) ヤ
コンデンサーを有するものであって、差し込み刃により電源に接続するものにあっては、差し込み刃を刃受けから引き抜いたとき、差し込み刃間の電圧は 1 秒後において、45V 以下であること。ただし、差し込み刃側から見た回路の総合静電容量が 0.1μF 以下であるものにあっては、この限りではない。</td><td>—</td></tr>
<tr><td>3. 雑音測定において、不適合となった。
＜雑音電力＞
<table>
<tr><th>周波数</th><th>測定値
(dB(pW))</th><th>許容値
(dB(pW))</th></tr>
<tr><td>30-300
MHz</td><td><u>69.7</u></td><td>55.0</td></tr>
</table>
＜雑音端子電圧 (連続性雑音端子電圧) ＞
<table>
<tr><th>周波数</th><th>測定値
(dB(uV))</th><th>許容値
(dB(uV))</th></tr>
<tr><td>526.5kHz-
5MHz</td><td><u>66.5</u></td><td>56.0</td></tr>
<tr><td>5MHz-
30MHz</td><td><u>73.2</u></td><td>60.0</td></tr>
</table></td><td>別表第八 1. (5) .ニ (イ) 及びニ (ロ) a
雑音の強さは、規定値を超えないこと。</td><td>—</td></tr>
</table>

電気用品名 検査試料番号	定 格	型式認可番号等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	技術基準不適合 箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写真
文書細断機 品目番号 002 試料番号 20	100V 50/60Hz 160W 定格時間:6 分	(SHR-411S)	株式会社 オーム電機 (輸入)	1. 内部配線が外郭に挟まれ、損傷していた。	別表第八 1.(2).イ 通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものであって、形状が正しく、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であること。	1
文書細断機 品目番号 002 試料番号 21	100V 50/60Hz 330W 定格時間:10 分	(SHR-501C)	株式会社 オーム電機 (輸入)	1. 傾斜試験において、器体を前方及び後方に 10 ° 傾けたとき、両方向とも転倒した。	別表第八 1.(2).ハ 通常の使用状態において転倒するおそれのあるものであって、転倒した場合に危険が生ずるおそれのあるものにあっては、規定された角度で傾斜させたときに転倒しないこと。	1
文書細断機 品目番号 002 試料番号 22	AC100V 50/60Hz 90W 定格時間:3 分	(P54HJ・P54HJT)	株式会社オーヤマ (アイリスオーヤマ 株式会社) (輸入)	1. 構造試験において、プリント基板上(印刷配線)の空間距離が次のとおりであった。 交流ー交流異極充電部相互間が、最小 1.1mmであった。	別表第八 1.(2).ト 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は 2.5mm以上あること。	1
文書細断機 品目番号 002 試料番号 23	AC100V 50/60Hz 140W 定格時間:3 分	(P5HU)	株式会社オーヤマ (アイリスオーヤマ 株式会社) (輸入)	1. ヒューズホルダー内電流ヒューズの定格電流表示がない。 実装ヒューズ:「F5L、250V」	別表第八 1.(2).マ 銘板又はヒューズの取り付け部に、電流ヒューズにあっては定格電流を、容易に消えない方法で表示すること。	1

電気用品名 検査試料番号	定 格	型式認可番号等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	技術基準不適合 箇所の内容	適合すべき技術基準 (要旨)	写 真
文書細断機 品目番号 002 試料番号 24	100V 50Hz/60Hz 250W/280W 定格時間:20 分	(SH10H)	株式会社オーヤマ (アイリスオーヤマ 株式会社) (輸入)	1. 構造試験において、プリント基板上 (印刷配線) の空間距離が次のとおりであった。 イ. 交流ー交流異極充電部相互間が最小 0.9mm ロ. 整流器前後間が最小 0.4mm	別表第八 1. (2) .ト 極性が異なる充電部相互間の距離 (沿面距離を含む。) は、2.5mm以上であること。	1
				2. 内部配線が外郭に挟まれ、損傷していた。	別表第八 1. (2) .イ 通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものであって、形状が正しく、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であること。	2
				3. 傾斜試験において、器体を前方及び後方に 10 ° 傾けたとき、両方向とも転倒した。	別表第八 1. (2) ハ 通常の使用状態において転倒するおそれのあるものであって、転倒した場合に危険が生ずるおそれのあるものにあっては、規定された角度で傾斜させたときに転倒しないこと。	3
				4. コンデンサの絶縁耐圧試験において、コンデンサ C4 が破損した。	別表第八 1. (3) カ 別表第四 1. (3) .チに定められた試験方法で絶縁耐力を試験したとき、これに耐えること。	4
文書細断機 品目番号 002 試料番号 25	AC100V 50/60Hz 110W 定格時間:3 分	(K4HS/BB)	株式会社オーヤマ (アイリスオーヤマ 株式会社) (輸入)	1. ヒューズホルダー内電流ヒューズの定格電流表示がない。 実装ヒューズ:「F3.15L、250V」	別表第八 1. (2) マ 銘板又はヒューズの取り付け部に、電流ヒューズにあっては定格電流を、容易に消えない方法で表示すること。	1

電気用品名 検査試料番号	定 格	型式認可番号等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	技術基準不適合 箇所の内容	適合すべき技術基準 (要旨)	写 真
文書細断機 品目番号 002 試料番号 26	100V 50/60Hz 200W 連続使用時間: 2 分 回	PS E (APSP03WH)	株式会社 バッファロー コクヨサプライ (輸入)	1. 表示すべき事項である「定格電流」の表示が銘板にない。 .	J60950 (H19) 1.7.1 機器には、電源についての定格を表示しなければならない。その目的は、正しい電圧及び正しい周波数、並びに適切な通電容量を持つ電源を特定することができるようにすることにある。	1

<table>
<tr><th>電気用品名
検査試料番号</th><th>定 格</th><th>型式認可番号等
(型番)</th><th>製造事業者名
又は
輸入事業者名
(ブランド名)</th><th>技術基準不適合
箇所の内容</th><th>適合すべき技術基準 (要旨)</th><th>写
真</th></tr>
<tr><td rowspan="4">文書細断機
品目番号 002
試料番号 27</td><td rowspan="4">AC100V
50/60Hz
紙 1/10 枚:
90/220W
ｸﾚｼﾞｯﾄｶｰﾄﾞ 1 枚:
120W
CD1 枚:90W</td><td rowspan="4">(SH-701C)</td><td rowspan="4">松木技研株式会社
(輸入)</td><td>1. 銘板に「電流ヒューズ 6.3A」と表示があるが、該当するヒューズがない。
基板上には5Aの電流ヒューズが実装されており、近傍の基板上に「5A、250V」の表示がある。</td><td>別表第八 1.(2).マ
銘板又はヒューズの取り付け部に、電流ヒューズにあっては定格電流を、容易に消えない方法で表示すること。</td><td>1</td></tr>
<tr><td>2. 定格消費電力測定において、測定値が限度値(187-253W)に満たなかった。
100V/50Hz:180.64W
100V/60Hz:174.12W</td><td>別表第八 1.(4).ハ.(イ)
消費電力を表示しなければならないものにあって、定格消費電力が 100W を超え 1000W 以下のものにあっては許容差が±15%でなければならない。</td><td>－</td></tr>
<tr><td>3. 平常温度上昇試験において、モーターコイルが限度値(100℃)を超えた。
<table><tr><td></td><td>100V/50Hz</td><td>100V/60Hz</td></tr><tr><td>ﾓｰﾀｰｺｲﾙ</td><td>111.2℃</td><td>113.8℃</td></tr></table>周囲温度:30℃ 抵抗法
(モーター絶縁クラス:A 種)</td><td>別表第八 2.(70 の 3).ハ
通常の使用状態において、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を試験品に加えて連続して運転し、各部の温度上昇がほぼ一定となったときの各部の温度は、附表第四に掲げる値以下であること。</td><td>－</td></tr>
<tr><td>4. 機器の注意事項について、JIS S0101(2000)「消費者用警告図記号」の「6.2.1 一般注意」に定める図記号がない。</td><td>別表第八 2.(70 の 3).イ.(イ)
文書投入口の近傍の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、容易に消えない方法で、かつ、理解しやすいような用語により、JIS S0101(2000)「消費者用警告図記号」の「6.2.1 一般注意」に定める図記号及び次に掲げる使用上の注意事項を表示すること。</td><td>－</td></tr>
</table>

電気用品名 検査試料番号	定 格	型式認可番号等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	技術基準不適合 箇所の内容	適合すべき技術基準 (要旨)	写 真
文書細断機 品目番号 002 試料番号 29	100V 4.7A 50/60Hz 定格運転時間: 10 分運転/ 30 分休止 回	(PS E) (GCS50CDX-M)	日本ジー・ビー・シー 株式会社 (輸入)	1. 附属書 JA.3 で要求される分離用スイッチとして設けられた電源スイッチの接点間隔が不足している。 接点間隔:2.5mm	J60950 (H19) 附属書 JA.3 3.4.2 項に適合する分離用スイッチ (少なくとも 3 mmの接点間隔) を設けなければならない。	1
				2. 90V/50Hz、106V/50Hz、106V/60Hz の温度試験において、温度安定に達する前に保護装置が働き、動作が停止した。 試験条件:10 分間運転 (A4 用紙／8 枚) 30 分間休止	J60950 (H19) 4.5.1 1.4.5 の要求事項を考慮に入れながら機器が間欠動作の場合、定格の「オン」と「オフ」の間隔で、定常状態に達するまで通常負荷の下で動作させる。 試験中に温度過昇防止器及び過電流保護デバイスが作動してはならない	ー

電気用品名 検査試料番号	定 格	型式認可番号等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	技術基準不適合 箇所の内容	適合すべき技術基準 (要旨)	写 真
文書細断機 品目番号 002 試料番号 30	100VAC 2.2A 50/60Hz 定格運転時間: 10 分運転/ 20 分休止 回	PS E (GCS18CDX)	日本ジー・ビー・シー 株式会社 (輸入)	1. 電流ヒューズ近傍に電流ヒューズの定格電流表示がない。 実装ヒューズ:「5A、125V」	J60950 (H19) 1.7.6 ヒューズ又はヒューズホルダーの近傍にヒューズの定格電流を表す表示がなければならない。ただし、ヒューズと表示との対応が明らかな場合は、他の場所に表示があっても良い。 また異なった定格電圧のヒューズが取り付けられる恐れがある場合には、ヒューズの定格電圧も表示しなければならない。	1
				2. コネクタに接続される配線が容易に外れる。	J60950 (H19) 3.1.9 導体及びその端子は通常の使用時に、沿面距離又は空間距離が 2.10 で規定された値を下回るような移動ができないように、導体はバリヤ又は固定のような手段によって配線されるか、又は接続されていなければならない。	2
				3. 90V/50Hz、106V/50Hz の温度試験において、定格時間に達する前に動作が停止し、適合の確認ができなかった。 また、90V/60Hz、106V/60Hz の温度試験において、温度安定に達する前に保護装置が働き、動作が停止した。 試験条件: 10 分間運転 (A4 用紙／50Hz:7 枚、60Hz:6 枚) 20 分間休止	J60950 (H19) 4.5.1 1.4.5 の要求事項を考慮に入れながら機器が間欠動作の場合、定格の「オン」と「オフ」の間隔で、定常状態に達するまで通常負荷の下で動作させる。 試験中に温度過昇防止器及び過電流保護デバイスが作動してはならない	―

電気用品名 検査試料番号	定 格	型式認可番号等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	技術基準不適合 箇所の内容	適合すべき技術基準 (要旨)	写 真
蛍光ランプ 品目番号 003 試料番号 5	100V 9W 50/60Hz 180mA 昼光色	(GX0109i)	株式会社 ケーエスシー (サンライテック 株式会社) (輸入)	1. 取扱説明書、ランプ又は包装に調光できない旨の記号が表示されていない。	J60968(H14) 4.2 以下の情報もランプか、包装か、取扱説明書に示しておかなければならない。 調光回路での使用禁止のように、ランプの点灯につき特に考慮しなければならない条件や制限事項。調光できない場合は、以下の記号を使う。 	—
				2. ランプのカバーが容易に取り外すことができ、充電部へ接触できる。	J60968(H14) 6 安定器内蔵形ランプは、照明器具のような外囲なしで IEC 60238 に規定される受金に装着したとき、ランプ内部の金属部分や口金の通電している部分に触れることのないように製作されていなければならない。	1

電気用品名 検査試料番号	定 格	型式認可番号等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	技術基準不適合 箇所の内容	適合すべき技術基準 (要旨)	写 真
蛍光ランプ 品目番号 003 試料番号 6	100V 9W 50/60Hz 180mA 電球色	(PS E) (GX0109i)	株式会社 ケーエスシー (サンライテック 株式会社) (輸入)	1. 取扱説明書、ランプ及び包装に調光できない旨の記号が表示されていない。	J60968(H14) 4.2 以下の情報もランプか、包装か、取扱説明書に示しておかなければならない。 調光回路での使用禁止のように、ランプの点灯につき特に考慮しなければならない条件や制限事項。調光できない場合は、以下の記号を使う。 	―
				2. ランプのカバーが容易に取り外すことができ、充電部へ接触できる。	J60968(H14) 6 安定器内蔵形ランプは、照明器具のような外囲なしで IEC 60238 に規定される受金に装着したとき、ランプ内部の金属部分や口金の通電している部分に触れることのないように製作されていなければならない。	1

品目番号　001

電気ストーブ　　試料番号 5
株式会社アピックスインターナショナル（輸入）

技術基準不適合箇所 〔写真番号 1〕

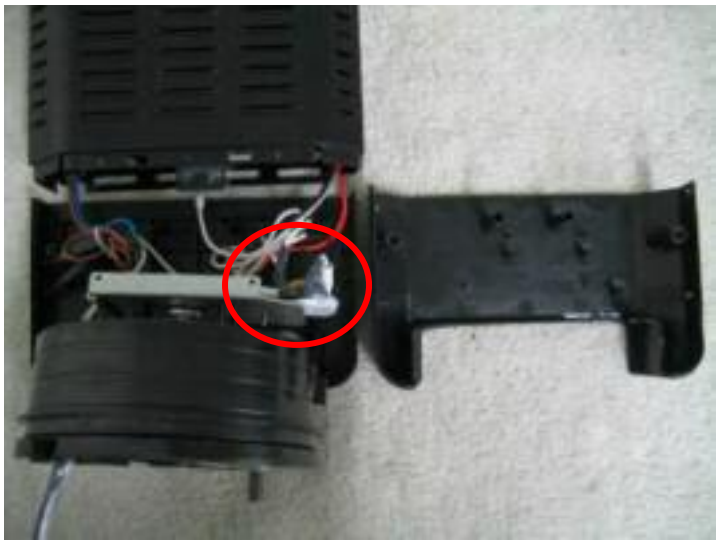

基板上及び本体下部の温度ヒューズ近傍または銘板に、
温度ヒューズの定格動作温度の表示がない。

品目番号　001

電気ストーブ　　試料番号 16
ユアサプライムス株式会社（輸入）

技術基準不適合箇所 〔写真番号 1〕

コンデンサの絶縁耐圧試験において、コンデンサ MC2 が破損した。

品目番号　001

電気ストーブ　　試料番号 23

気高電機株式会社

技術基準不適合箇所 〔写真番号 1〕

傾斜試験において、器体を 15 ° 傾けたとき、転倒した。

品目番号　002

文書細断機　　試料番号１

インターオーディオ株式会社（輸入）

技術基準不適合箇所 〔写真番号1〕

機器に可動部の電源を開閉できるスイッチが設けられていない。

可能な操作：AUTO(自動)、FWD(正転)、REV(逆転)

品目番号　002

文書細断機　　試料番号 3

オーロラジャパン株式会社 (輸入)

技術基準不適合箇所 〔写真番号 1〕

「定格消費電力」の表示がない。

品目番号　002

文書細断機　　試料番号 4

オーロラジャパン株式会社（輸入）

技術基準不適合箇所 〔写真番号 1〕

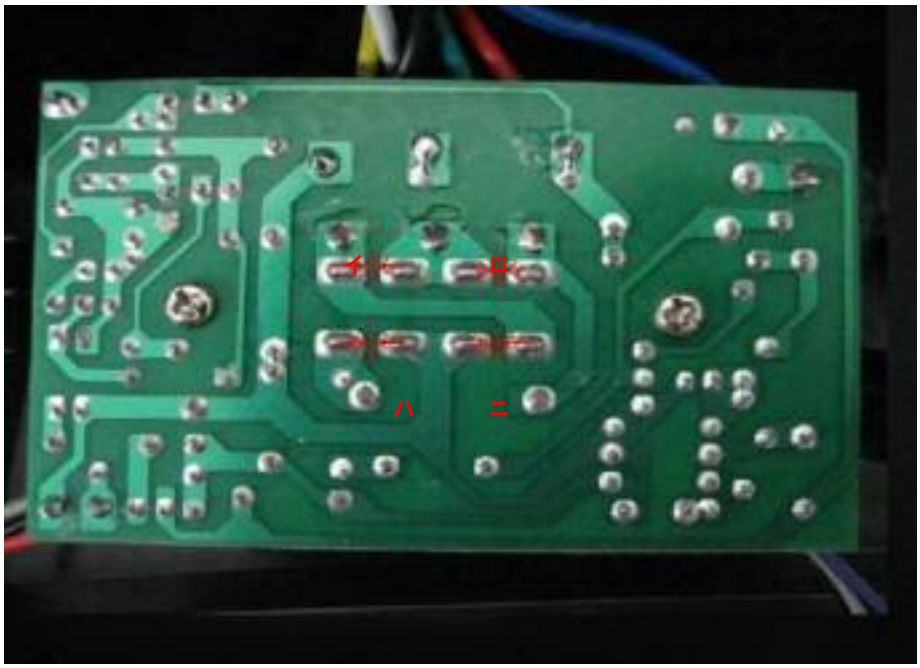

構造試験において、プリント基板上（印刷配線）の空間距離が次のとおりであった。

イ、ロ、ハ、ニ：交流ー交流異極充電部相互間が最小 1.6mm

品目番号　002

文書細断機　　試料番号 4

オーロラジャパン株式会社（輸入）

技術基準不適合箇所 〔写真番号 2〕

「定格消費電力」の表示がない。

品目番号　002

文書細断機　　試料番号 5

カール事務器株式会社 (輸入)

技術基準不適合箇所 〔写真番号 1〕

コンデンサの絶縁耐圧試験において、コンデンサ C7が破損した。

品目番号　002

文書細断機　　試料番号 6

株式会社オーム電機 (輸入)

技術基準不適合箇所 〔写真番号 1〕

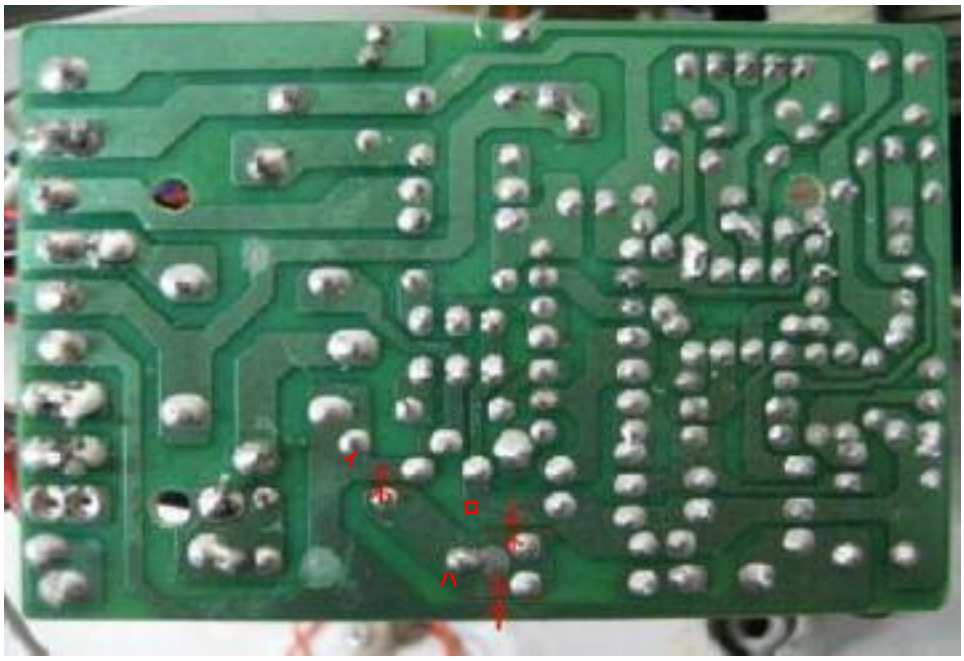

構造試験において、プリント基板上 (印刷配線) の空間距離が次のとおりであった。

イ、ロ、ハ：交流－直流異極充電部相互間が最小 0.8mm

品目番号　002

文書細断機　　試料番号 6
株式会社オーム電機（輸入）

技術基準不適合箇所 〔写真番号 2〕

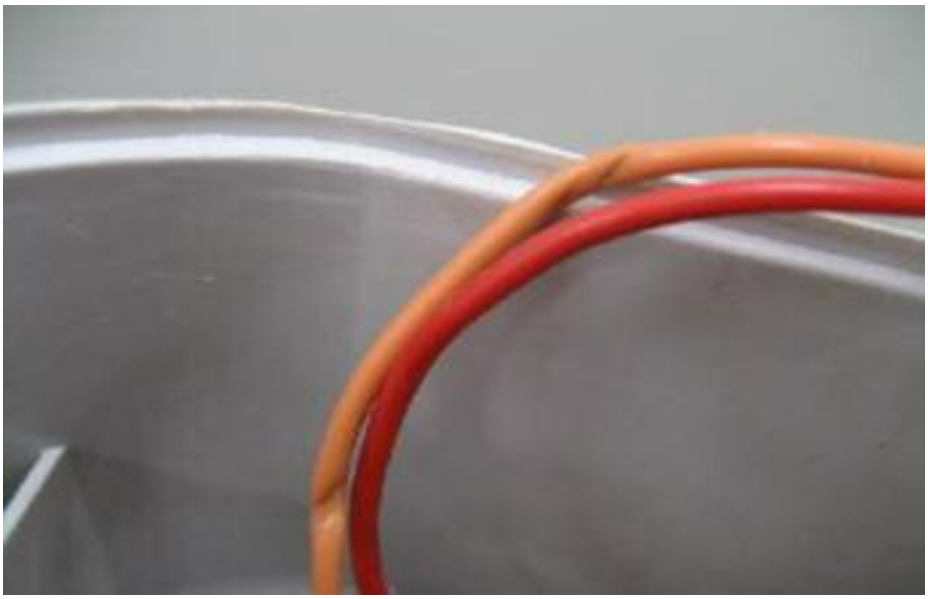

内部配線が外郭に挟まれ、損傷していた。

品目番号　002

文書細断機　　試料番号 7

コーナン商事株式会社 (輸入)

技術基準不適合箇所 〔写真番号 1〕

「定格電流」の表示がない。

品目番号　002

文書細断機　　試料番号 8

サンワサプライ株式会社（輸入）

技術基準不適合箇所 〔写真番号 1〕

ANNEX JA.3 で要求される分離用スイッチとして設けられた

電源スイッチの接点間隔が不足している。

接点間隔：1.0mm

品目番号　002

文書細断機　　試料番号 9

株式会社オーエム（輸入）

技術基準不適合箇所 〔写真番号 1〕

電流ヒューズ近傍に「5A　6.3A　10A」の 3 定格が表示されている。

実装ヒューズ：「T5AL、250V」

品目番号　002

文書細断機　　試料番号 9

株式会社オーエム (輸入)

技術基準不適合箇所 〔写真番号 2〕

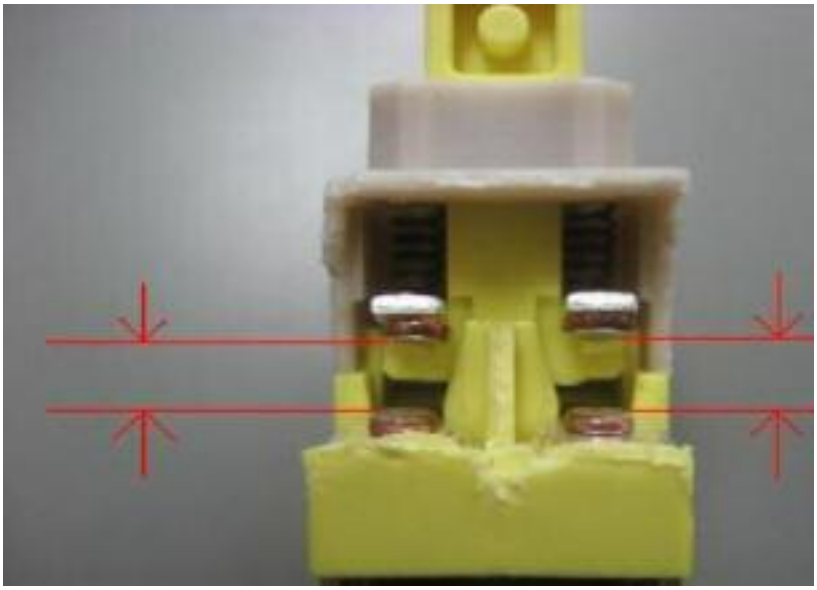

ANNEX JA.3 で要求される分離用スイッチとして設けられた
電源スイッチの接点間隔が不足している。
接点間隔：2.5mm

品目番号　002

文書細断機　　試料番号 10
ナカバヤシ株式会社 (輸入)

技術基準不適合箇所 〔写真番号 1〕

アース端子近傍にアースマークの表示がない。
アース線が緑一色である。

品目番号　002

文書細断機　　試料番号 12

フェローズジャパン株式会社（輸入）

技術基準不適合箇所 〔写真番号 1〕

電流ヒューズ近傍に電流ヒューズの定格電流表示がない。

実装ヒューズ：「10A、250V」

品目番号　002

文書細断機　　試料番号 13
フェローズジャパン株式会社（輸入）

技術基準不適合箇所 〔写真番号 1〕

「定格電流」の表示がない。

品目番号　002

文書細断機　　試料番号 13

フェローズジャパン株式会社（輸入）

技術基準不適合箇所　〔写真番号 2〕

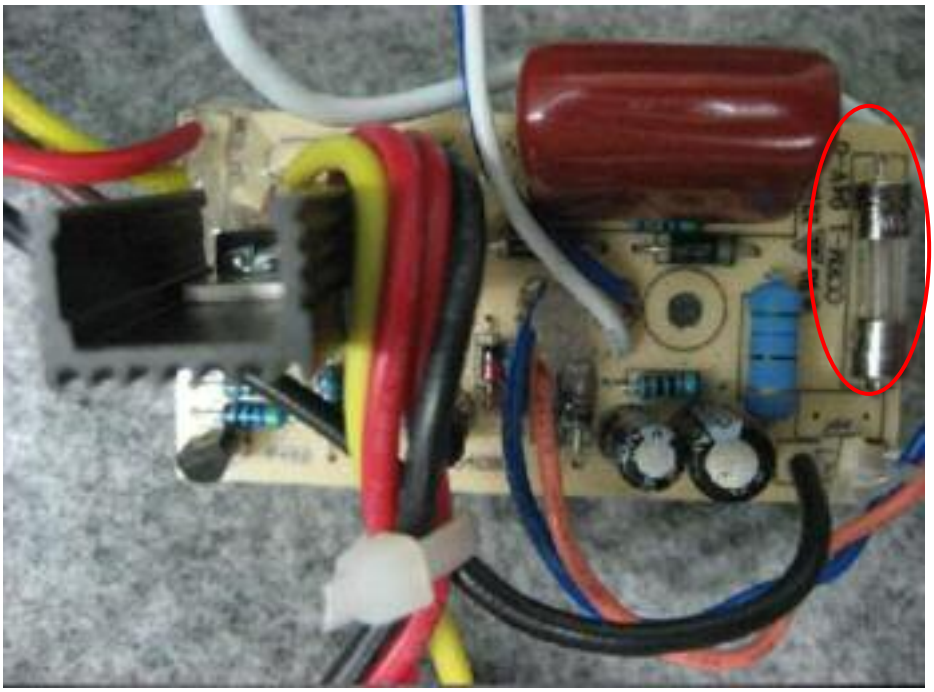

電流ヒューズ近傍に電流ヒューズの定格電流表示がない。

実装ヒューズ：「5A、250V」

品目番号　002

文書細断機　　試料番号 14
フェローズジャパン株式会社（輸入）

技術基準不適合箇所 〔写真番号 1〕

「定格電流」の表示がない。

品目番号　002

文書細断機　　試料番号 14

フェローズジャパン株式会社（輸入）

技術基準不適合箇所 〔写真番号 2〕

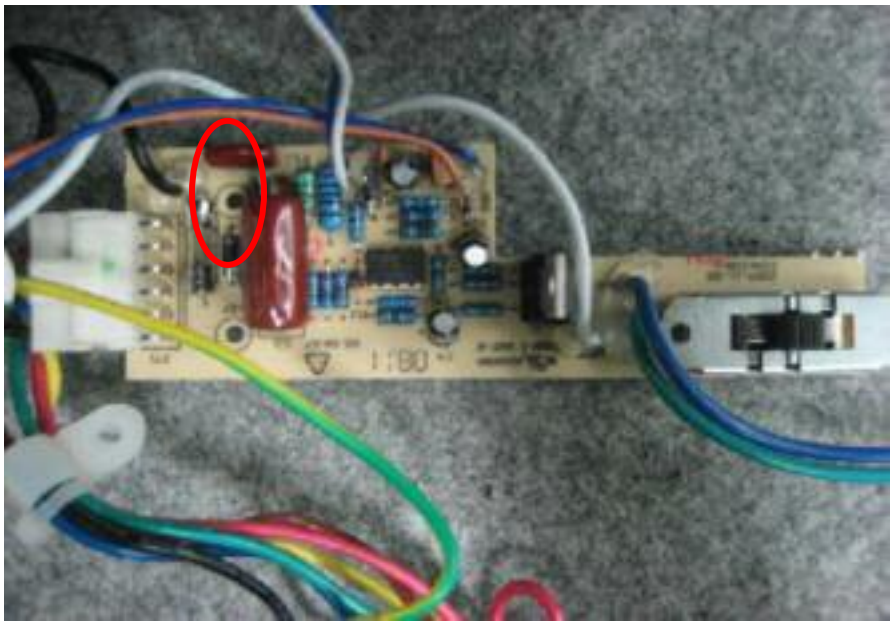

電流ヒューズ近傍に電流ヒューズの定格電流表示がない。

実装ヒューズ：「5A、250V」

品目番号　002

文書細断機　　試料番号 14
フェローズジャパン株式会社（輸入）

技術基準不適合箇所 〔写真番号 3〕

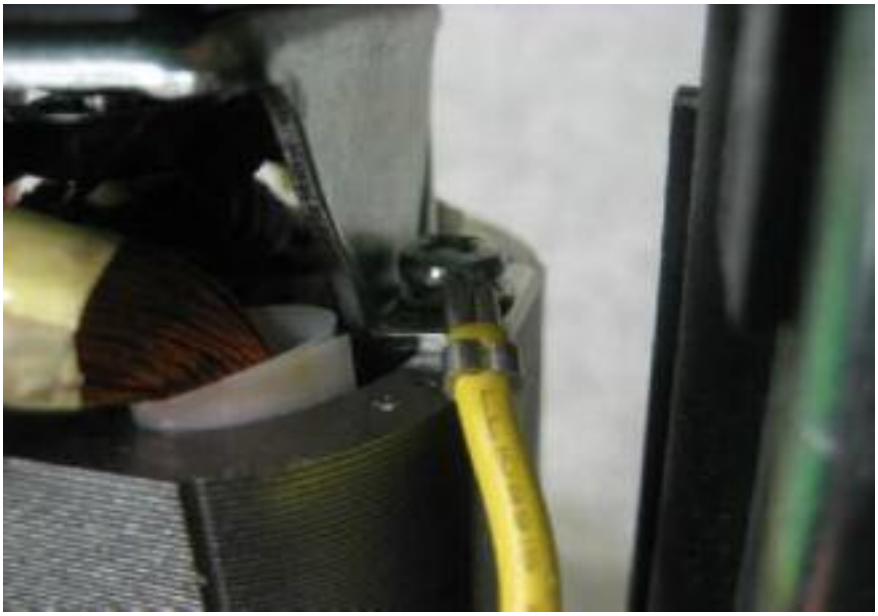

アース端子近傍にアースマークの表示がない。

品目番号　002

文書細断機　　試料番号 17

株式会社アスカ（輸入）

技術基準不適合箇所 〔写真番号 1〕

トレイに最大荷重 2kg の A4 用紙を載せて傾斜試験を行ったとき、傾斜角度 5.5 ° で転倒した。

品目番号　002

文書細断機　　試料番号 19

株式会社オーム電機（輸入）

技術基準不適合箇所 〔写真番号 1〕

内部配線が外郭に挟まれ、損傷していた。

品目番号　002

文書細断機　　試料番号 20
株式会社オーム電機（輸入）

技術基準不適合箇所 〔写真番号 1〕

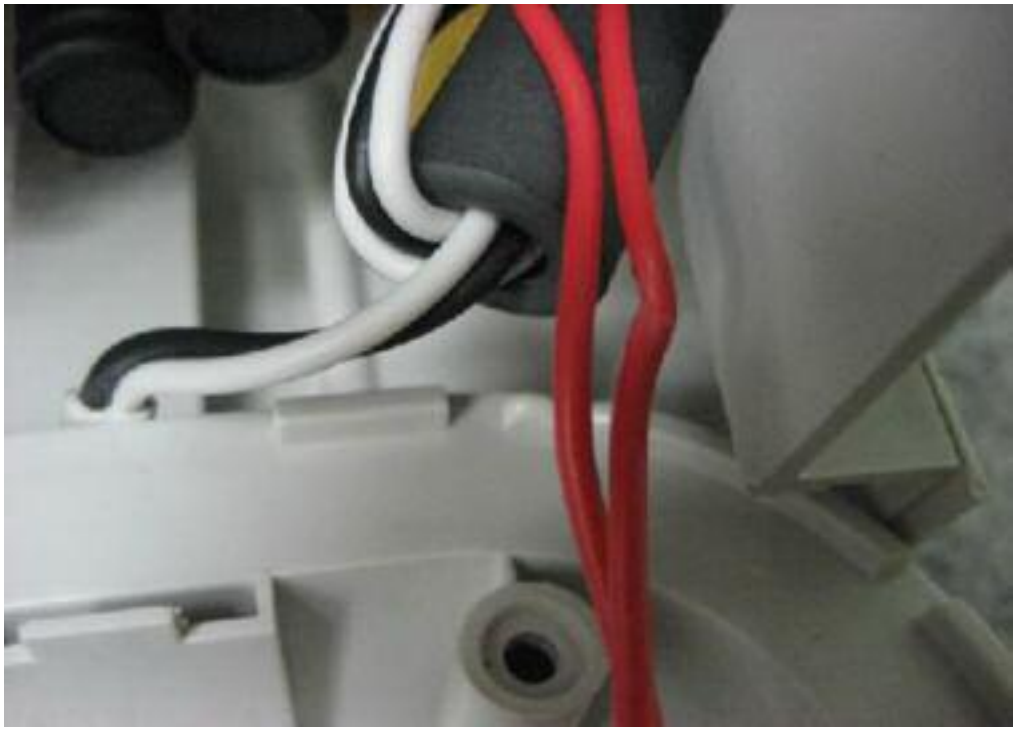

内部配線が外郭に挟まれ、損傷していた。

品目番号　002

文書細断機　　試料番号 21

株式会社オーム電機（輸入）

技術基準不適合箇所 〔写真番号 1〕

傾斜試験において、器体を前方及び後方に 10 ° 傾けたとき、両方向とも転倒した。

品目番号　002

文書細断機　　試料番号 22

株式会社オーヤマ（輸入）

技術基準不適合箇所 〔写真番号 1〕

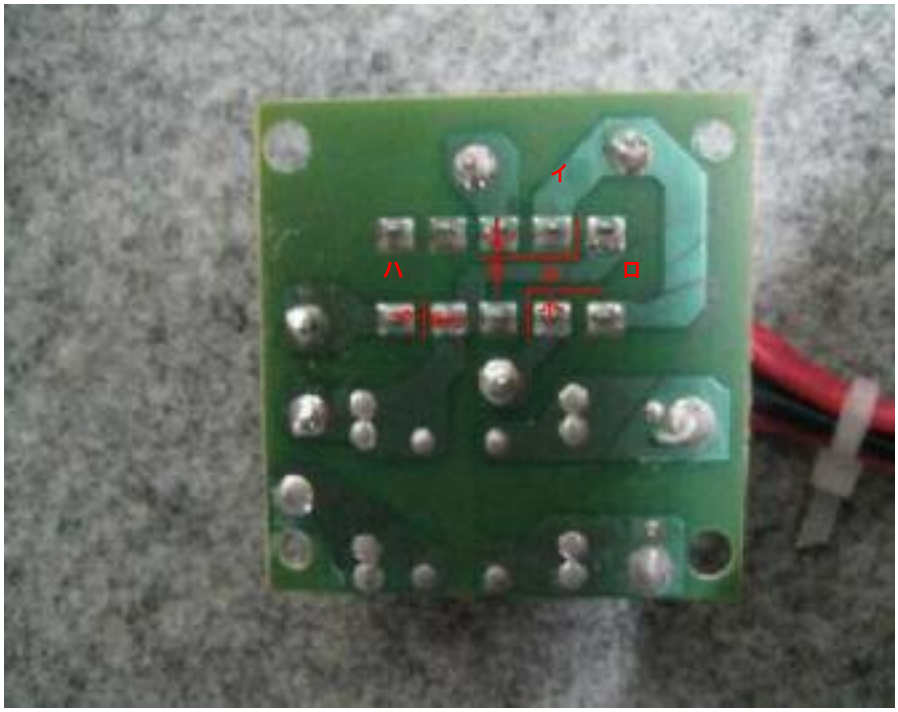

構造試験において、プリント基板上（印刷配線）の空間距離が次のとおりであった。

イ、ロ、ハ：交流－交流異極充電部相互間が最小 1.1mm

品目番号　002

文書細断機　　試料番号 23
株式会社オーヤマ（輸入）

技術基準不適合箇所 〔写真番号 1〕

ヒューズホルダ内電流ヒューズの定格電流表示がない。
実装ヒューズ：「F5L、250V」

品目番号　002

文書細断機　　試料番号 24

株式会社オーヤマ（輸入）

技術基準不適合箇所 〔写真番号 1〕

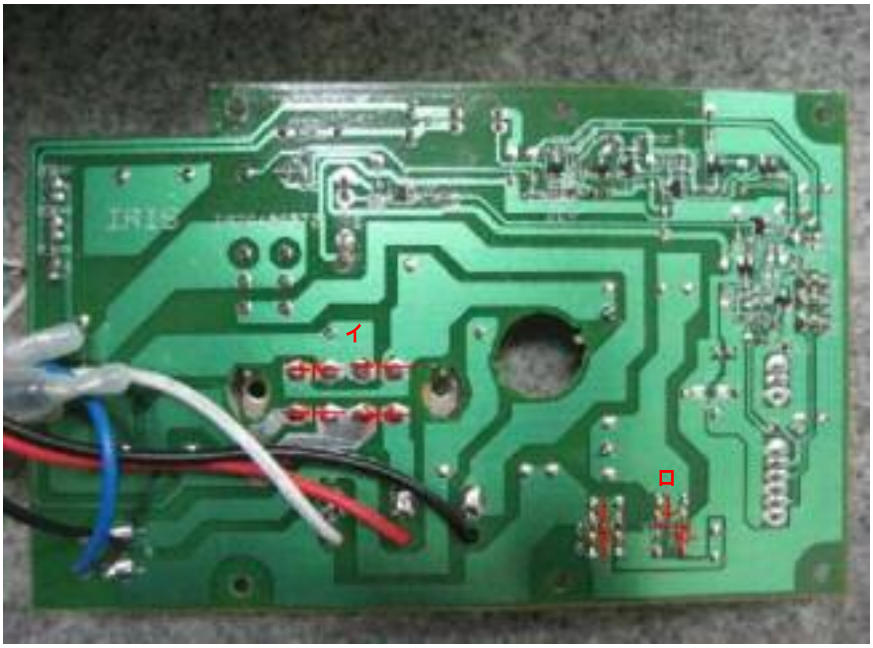

構造試験において、プリント基板上（印刷配線）の空間距離が次のとおりであった。

イ. 交流-交流異極充電部相互間が最小 0.9mm

ロ. 整流器前後間が最小 0.4mm

品目番号　002

文書細断機　　試料番号 24
株式会社オーヤマ（輸入）

技術基準不適合箇所 〔写真番号 2〕

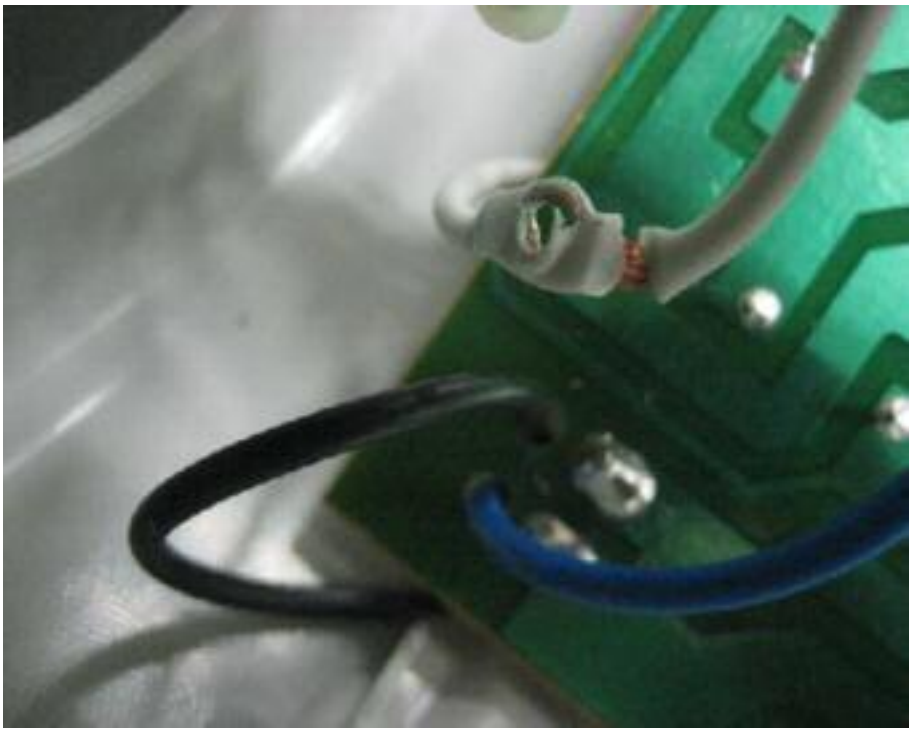

内部配線が外郭に挟まれ、損傷していた。

品目番号　002

文書細断機　　試料番号 24

株式会社オーヤマ（輸入）

技術基準不適合箇所 〔写真番号 3〕

傾斜試験において、器体を前方及び後方に 10 ° 傾けたとき、両方向とも転倒した。

品目番号　002

文書細断機　　試料番号 24
株式会社オーヤマ（輸入）

技術基準不適合箇所 〔写真番号 4〕

コンデンサの絶縁耐圧試験において、コンデンサ C4 が破損した。

品目番号　002

文書細断機　　試料番号 25
株式会社オーヤマ（輸入）

技術基準不適合箇所 〔写真番号 1〕

ヒューズホルダ内電流ヒューズの定格電流表示がない。
実装ヒューズ：「F3.15L、250V」

品目番号　002

文書細断機　　試料番号 26

株式会社バッファローコクヨサプライ〔輸入〕

技術基準不適合箇所 〔写真番号 1〕

「定格電流」の表示がない。

品目番号　002

文書細断機　　試料番号 27

松木技研株式会社（輸入）

技術基準不適合箇所　〔写真番号 1〕

定格銘板図に「電流ヒューズ　6.3A」と表示があるが、該当する電流ヒューズがない。

基板上には 5A の電流ヒューズが実装されており、

近傍の基板上に「5A、250V」の表示がある。

品目番号　002

文書細断機　　試料番号 29

日本ジー･ビー･シー株式会社 (輸入)

技術基準不適合箇所 〔写真番号 1〕

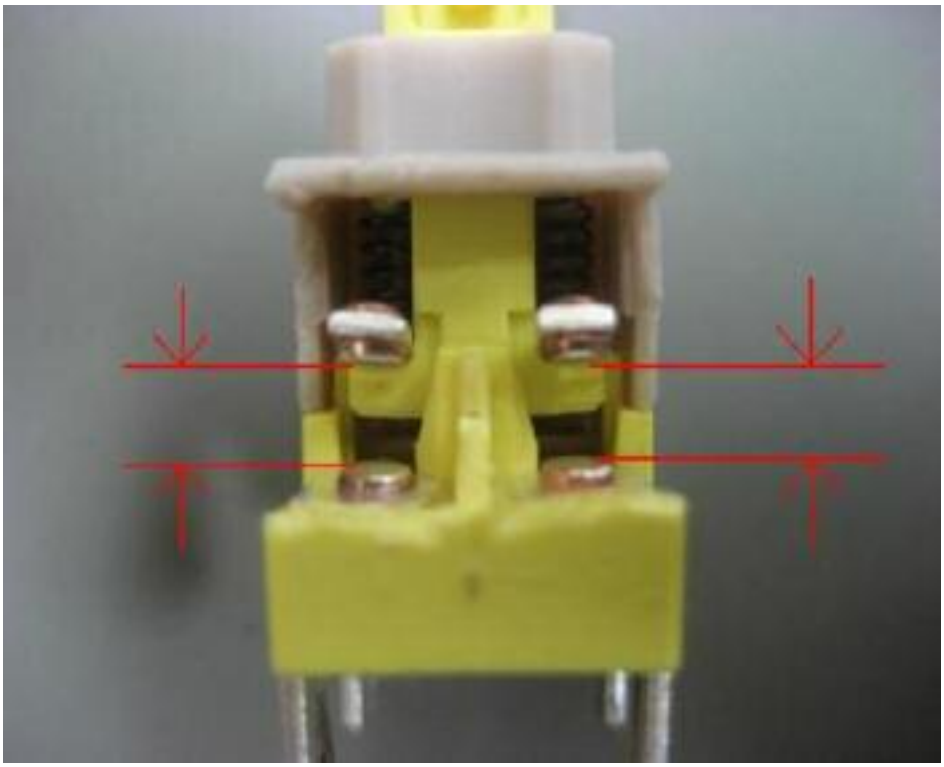

ANNEX JA.3 で要求される分離用スイッチとして設けられた電源スイッチの接点間隔が不足している。

接点間隔：2.5mm

品目番号　002

文書細断機　　試料番号 30

日本ジー･ビー･シー株式会社 (輸入)

技術基準不適合箇所 〔写真番号 1〕

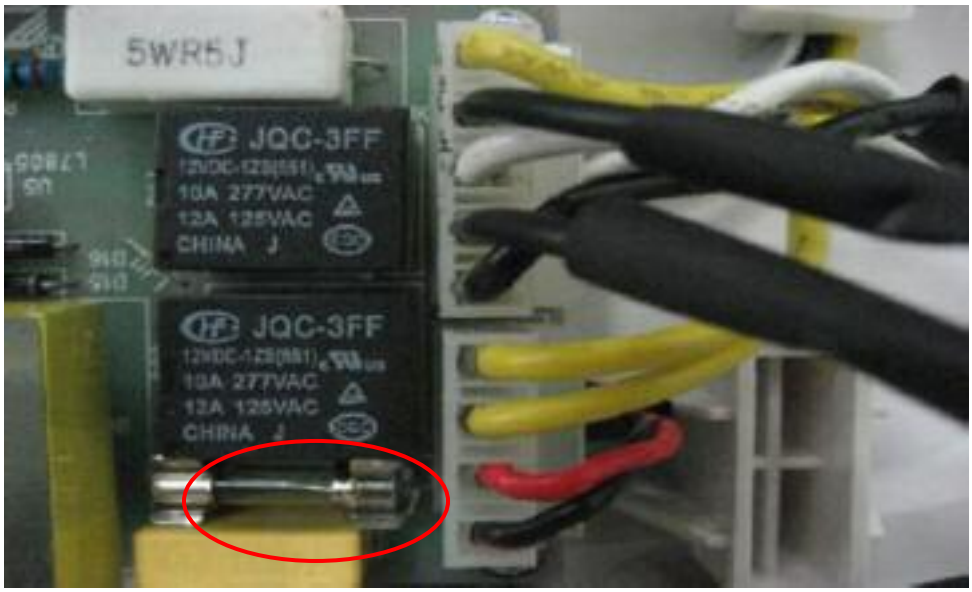

電流ヒューズ近傍に電流ヒューズの定格電流表示がない。

実装ヒューズ：「5A、125V」

品目番号　002

文書細断機　　試料番号 30

日本ジー･ビー･シー株式会社 (輸入)

技術基準不適合箇所 〔写真番号 2〕

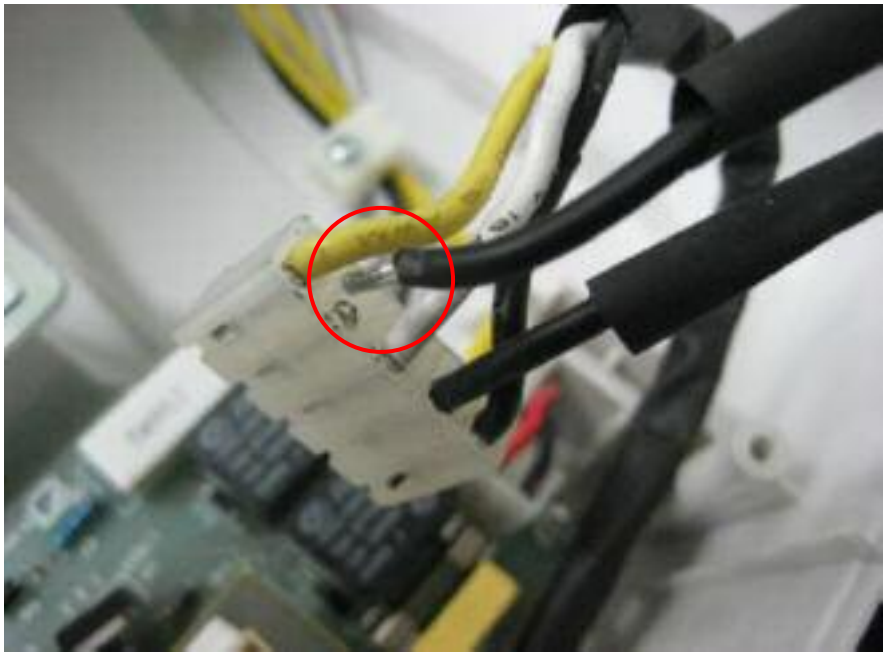

コネクタに接続されている配線が容易に外れる。

品目番号　003

蛍光ランプ　　試料番号 5

株式会社ケーエスシー（輸入）

技術基準不適合箇所 〔写真番号 1〕

ランプのカバーを容易に取り外すことができ、充電部へ接触できる。

品目番号　003

蛍光ランプ　　試料番号 6

株式会社ケーエスシー（輸入）

技術基準不適合箇所 〔写真番号 1〕

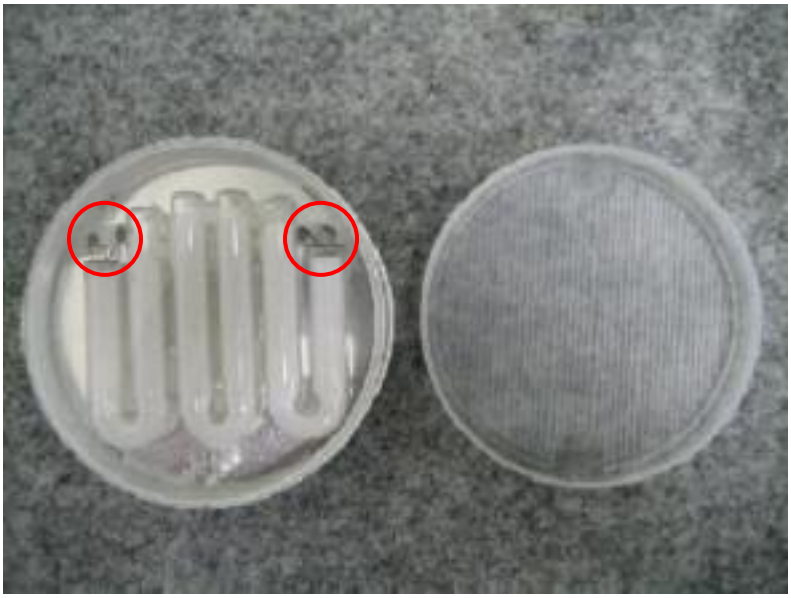

ランプのカバーを容易に取り外すことができ、充電部へ接触できる。

３．７　施行規則不適合電気用品の概要

電気用品名 検査試料番号	定　格	型式認可番号等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	施行規則不適合 箇所の内容	施行規則	写 真
文書細断機 品目番号 002 試料番号 1	100V 150W 50/60Hz	(JG1600)	インターオーディオ 株式会社 (輸入)	銘板が細断部の底面に貼り付けられており、表面の見やすい箇所にない。	電気用品安全法施行規則 17 条 (表示違反)	1
文書細断機 品目番号 002 試料番号 3	100V 50-60HZ 1.8A 定格時間:2 分 回	(ES580CQ)	オーロラジャパン 株式会社 (輸入)	銘板が細断部の底面に貼り付けられており、表面の見やすい箇所にない。	電気用品安全法施行規則 17 条 (表示違反)	1
文書細断機 品目番号 002 試料番号 4	100V 50-60HZ 2.4A 定格時間:2 分 回	(DB890ECT)	オーロラジャパン 株式会社 (輸入)	銘板が細断部の底面に貼り付けられており、表面の見やすい箇所にない。	電気用品安全法施行規則 17 条 (表示違反)	1
文書細断機 品目番号 002 試料番号 7	AC100V 50/60Hz 160w	(CB500XR)	コーナン商事 株式会社 (輸入)	銘板が細断部の底面に貼り付けられており、表面の見やすい箇所にない。	電気用品安全法施行規則 17 条 (表示違反)	1

電気用品名 検査試料番号	定　格	型式認可番号等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	施行規則不適合 箇所の内容	施行規則	写 真
文書細断機 品目番号 002 試料番号 11	100V 50/60Hz 3.5A 定格時間：5 分 回	(PSE) (NSE-801CW)	ナカバヤシ 株式会社 (輸入)	届出事業者名が表示されるべきである○PSE マーク近傍に「株式会社」のみ表示されている。	電気用品安全法施行規則 17 条 (表示違反)	1
文書細断機 品目番号 002 試料番号 18	100V AC 1A 100W 50/60Hz 定格運転時間： 5 分間 定格休止時間： 45 分間 回	(PSE) (SC651CD)	株式会社アスカ (輸入)	銘板がダストボックス収納部の底面に貼り付けられており、表面の見やすい箇所にない。	電気用品安全法施行規則 17 条 (表示違反)	1
文書細断機 品目番号 002 試料番号 19	AC100V 50/60Hz 160W 定格時間：5 分	(PSE) (SHR-809)	株式会社 オーム電機 (輸入)	銘板が細断部の底面に貼り付けられており、表面の見やすい箇所にない。	電気用品安全法施行規則 17 条 (表示違反)	1
文書細断機 品目番号 002 試料番号 22	AC100V 50/60Hz 90W 定格時間：3 分	(PSE) (P54HJ・ P54HJT)	株式会社オーヤマ (アイリスオーヤマ 株式会社) (輸入)	銘板が細断部の底面に貼り付けられており、表面の見やすい箇所にない。	電気用品安全法施行規則 17 条 (表示違反)	1

品目番号　002

文書細断機　　試料番号 1

インターオーディオ株式会社（輸入）

施行規則不適合箇所　〔写真番号 1〕

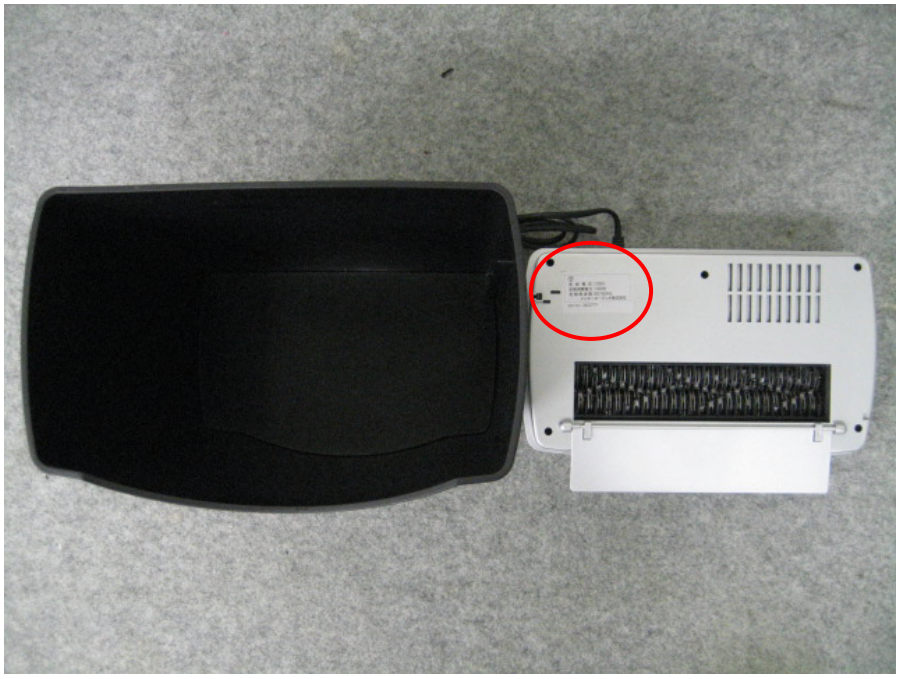

銘板が細断部の底面に貼り付けられており、表面の見やすい箇所にない。

品目番号　002

文書細断機　　試料番号 3

オーロラジャパン株式会社（輸入）

施行規則不適合箇所　〔写真番号 1〕

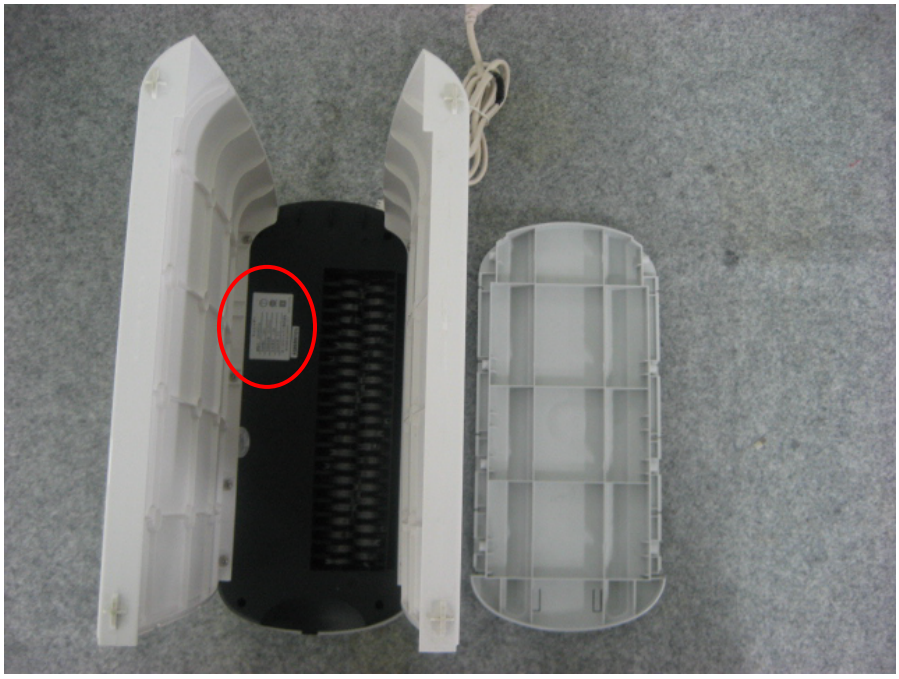

※　ダストボックス収納部の底面外郭を外した状態

銘板が細断部の底面に貼り付けられており、表面の見やすい箇所にない。

品目番号　002

文書細断機　　試料番号 4

オーロラジャパン株式会社 (輸入)

施行規則不適合箇所 〔写真番号 1〕

銘板が細断部の底面に貼り付けられており、表面の見やすい箇所にない。

品目番号　002

文書細断機　　試料番号 7

コーナン商事株式会社 (輸入)

施行規則不適合箇所 〔写真番号 1〕

銘板が細断部の底面に貼り付けられており、表面の見やすい箇所にない。

品目番号　002

文書細断機　　試料番号 11
ナカバヤシ株式会社 (輸入)

施行規則不適合箇所 〔写真番号 1〕

届出事業者名が表示されるべきである◯PSE マーク近傍に
「株式会社」のみ表示されている。

品目番号　002

文書細断機　　試料番号 18

株式会社アスカ（輸入）

施行規則不適合箇所 〔写真番号 1〕

銘板がダストボックス収納部の底面に貼り付けられており、
表面の見やすい箇所にない。

品目番号　002

文書細断機　　試料番号 19

株式会社オーム電機（輸入）

施行規則不適合箇所　〔写真番号 1〕

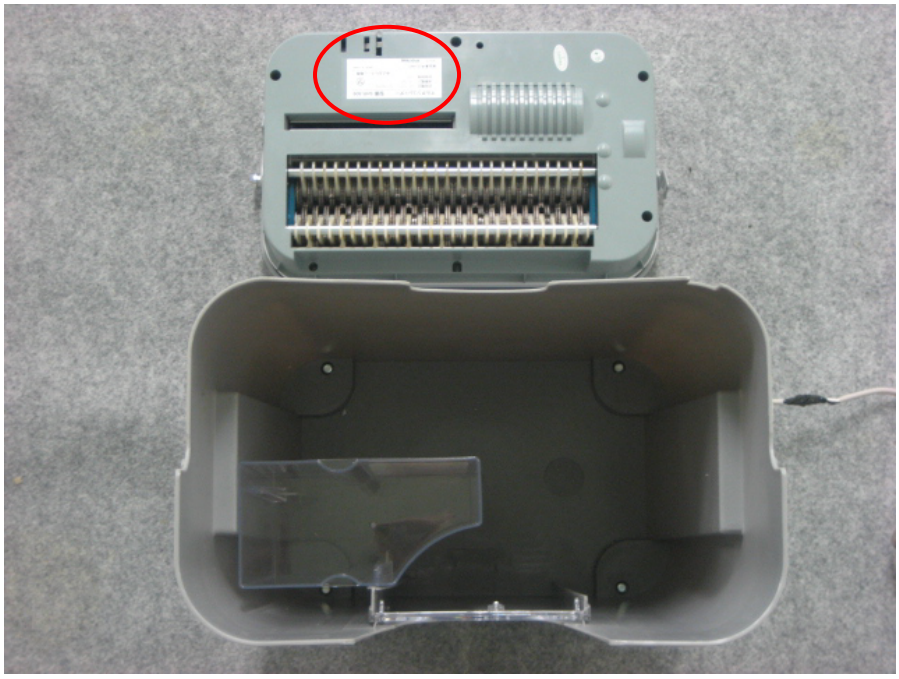

銘板が細断部の底面に貼り付けられており、表面の見やすい箇所にない。

品目番号　002

文書細断機　　試料番号 22

株式会社オーヤマ（輸入）

施行規則不適合箇所 〔写真番号 1〕

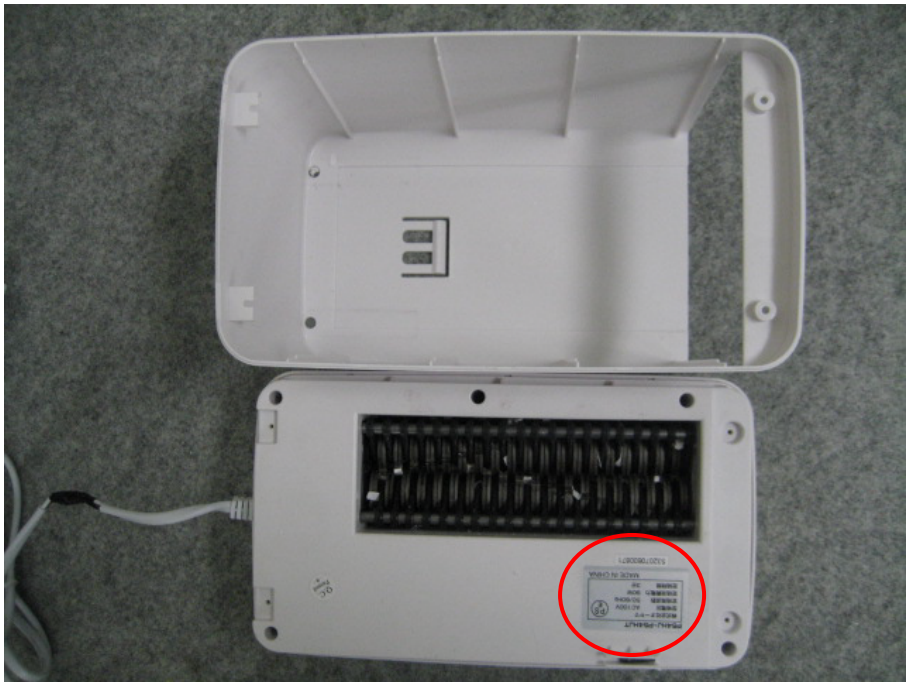

銘板が細断部の底面に貼り付けられており、表面の見やすい箇所にない。